

(仮称)

第5次 すいた

男女共同参画プラン(素案)

2023-2025

吹田市

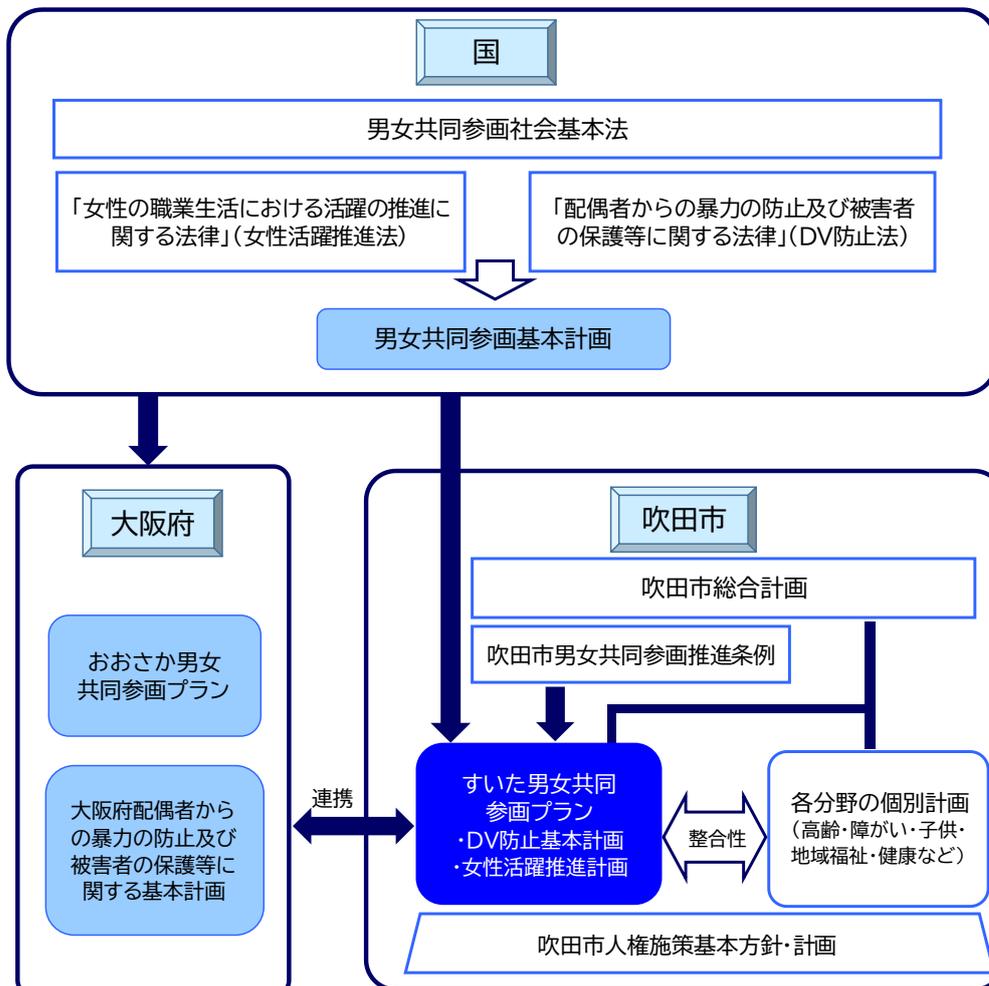
目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
	1 計画の位置づけ	1
	2 計画がめざすまち	2
	3 計画の名称	2
	4 計画の期間	2
	5 計画の構成	2
第2章	計画の策定にあたって	3
	1 背景	3
	2 世界・国・大阪府の動向	3
	3 吹田市の状況	5
	4 第4次計画の達成状況	7
	5 第5次計画に向けて	9
第3章	施策の内容	13
	1 施策の体系図	13
	2 現状と課題、主な取組	15
	基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	15
	基本課題1 政策や方針決定への女性の参画	15
	基本課題2 就労における男女平等	17
	基本課題3 仕事と生活における男女共同参画	20
	基本課題4 地域における男女共同参画	23
	基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保	26
	基本課題1 暴力やハラスメント根絶の基盤づくり	26
	基本課題2 DVの根絶と被害者支援	29
	基本課題3 ライフステージに応じた健康支援	34
	基本課題4 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	37
	基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	41
	基本課題1 男女共同参画意識の形成	41
	基本課題2 男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進	44
	基本課題3 国際的な協調とジェンダー平等の視点に立った多文化共生の推進	46
	基本課題4 男女共同参画推進体制の充実	48
第4章	計画の推進	50
	1 庁内における推進体制	50
	2 市民・事業者との連携	50
	3 計画の進行管理及び検証	50
	4 計画推進のための目標値(一覧)	51
資料		53

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- (1)「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- (2)「吹田市男女共同参画推進条例」に基づき、現行の「第4次すいた男女共同参画プラン」を継続・発展させるものです。
- (3)「吹田市総合計画」を上位計画とする人権分野の個別計画であるとともに、他の個別計画との整合性をもたせたものです。
- (4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)」を含むものです。
- (5)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(女性活躍推進計画)」を含むものです。



2 計画がめざすまち

吹田市男女共同参画推進条例では、男女共同参画社会の実現を目指して、

- ・「男女の人権の尊重」
- ・「性別による固定的な役割分担に基づく社会制度・慣行の解消」
- ・「家庭における活動と他の活動への対等な参画」
- ・「政策等の立案及び決定への共同参画」
- ・「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」

の5つを基本理念として定めています。

これらの理念をもとに、計画がめざすまちの姿は次のとおりです。

すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、
安心して暮らすことのできる豊かなまち

3 計画の名称

吹田市男女共同参画推進条例に基づく計画として、4 次にわたり策定されてきたすいた男女共同参画プランの名称を継承し、「第5次すいた男女共同参画プラン」とします。

4 計画の期間

計画の期間は令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間とします。

5 計画の構成

基本理念のもと、めざすまちの姿を実現させるために3つの基本方向を定め、基本課題ごとに現状と課題及びこれにつながる市の取組や計画推進のための指標を設定するとともに、市民の取組を示しました。

第 2 章 計画の策定にあたって

1 背景

平成 11 年(1999 年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題として位置づけて以降、国では第 1 次から第 5 次男女共同参画基本計画に基づく様々な施策が取り組まれてきました。本市においても、平成 14 年(2002 年)に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、条例に基づく具体的な行動計画である「すいた男女共同参画プラン」(第 1 次計画)を平成 15 年(2003 年)に策定しました。以降、5 年ごとにプランを策定し、平成 30 年(2018 年)に「第 4 次すいた男女共同参画プラン」(第 4 次計画)を策定しました。

本市ではこの間、計画に基づいた施策・事業の推進に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念、女性の雇用・所得への影響やひとり親世帯の貧困の深刻化など、さらに取り組むべき新たな課題が生じています。また、性の多様性については、その理解を深める取組を進めるとともに、誰もが自分らしく生きられる社会を実現することが求められています。

このような状況の中、令和 4 年度(2022 年度)で第 4 次計画の期間が終了することから、第 5 次男女共同参画計画の策定について吹田市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を受けて、「第 5 次すいた男女共同参画プラン」(第 5 次計画)を策定しました。

2 世界・国・大阪府の動向

(1) 世界の動向

国際連合(以下、「国連」という。)は、昭和 50 年(1975 年)に第 1 回世界女性会議を開催し、国内、国際両面において行動の指針となる「世界行動計画」を採択しました。昭和 54 年(1979 年)に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃すること、法的差別だけでなく、差別的な慣習・慣行を修正・撤廃するためのあらゆる措置をとることを締約国に義務付けています。

平成 5 年(1993 年)の世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

平成 27 年(1995 年)には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」が持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)の一つとして位置づけられました。

令和元年(2019 年)に日本で開催された「G20 サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書である「G20 大阪首脳宣言」では、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されました。

(2) 国の動向

平成 11 年(1999 年)に男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年(2001 年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV 防止法」という。)が制定され、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが規定されました。

平成 27 年(2015 年)に制定された「女性活躍推進法」では、女性の活躍推進に関する国や地方公共団体、事業主の責務などが定められ、平成 30 年(2018 年)には、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革関連法」が成立しました。

令和元年(2019 年)には、DV 防止法及び児童福祉法の改正により、DV 対応と児童虐待対応との連携強化に向け、相談機関として児童相談所が法文上明記されるとともに、保護の適用対象として DV 被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

令和 3 年(2021 年)には「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。

令和 4 年(2022 年)には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が成立し、令和 6 年(2024 年)4 月に施行されることになりました。この法律は、国や地方自治体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定しています。

(3) 大阪府の動向

大阪府では、平成 13 年(2001 年)に男女共同参画社会基本法に基づき「おおさか男女共同参画プラン」を策定し、平成 14 年(2002 年)に「大阪府男女共同参画推進条例」が制定されました。令和 3 年(2021 年)には「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定し、市町村との連携協力、府民や府内の企業、NPO 等多様な主体と力を合わせて取組を推進するとしています。

3 吹田市の状況

(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は平成7年(1995年)以降増加に転じ、現在も増加傾向にあります。住民基本台帳人口は、第4次計画を策定した平成30年(2018年)9月末は371,753人でしたが、令和4年(2022年)9月末現在では381,024人となっています。年齢3区分別人口でみると、年少人口(0歳~14歳)は52,428人、生産年齢人口(15歳~64歳)は238,356人、老年人口(65歳以上)は90,240人で、平成30年(2018年)と比較すると、年少人口は減少し、生産年齢人口及び老年人口は増加しています。高齢化率は23.7%で、横ばいとなっています。

また、令和3年(2021年)の出生数は2,972人で、平成30年(2018年)の3,255人から283人減少しています。ひとりの女性が生涯に産む子供数の平均を示す合計特殊出生率は、令和2年(2020年)では1.37となっています。

国勢調査によると、令和2年(2020年)の本市の一般世帯数は179,962世帯で、平成27年(2015年)の168,363世帯と比べると、人口の伸びを上回って増加していることから、1世帯あたりの人員は縮小傾向にあると言えます。世帯類型別の構成比をみると、「夫婦と子供から成る世帯」は減少し、「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」は増加しています。

(2) 男女共同参画に関する市民意識

第5次計画策定の基礎資料とするため、令和2年度(2020年度)に「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。市内に在住する18歳以上の2,000人に調査票を送付、1,068人の回答を得て、有効回収率は53.4%でした。

男女の地位の平等意識について、社会全体として男性が優遇されていると回答した人の割合は68.4%と、前回より5.2ポイント上昇しました。

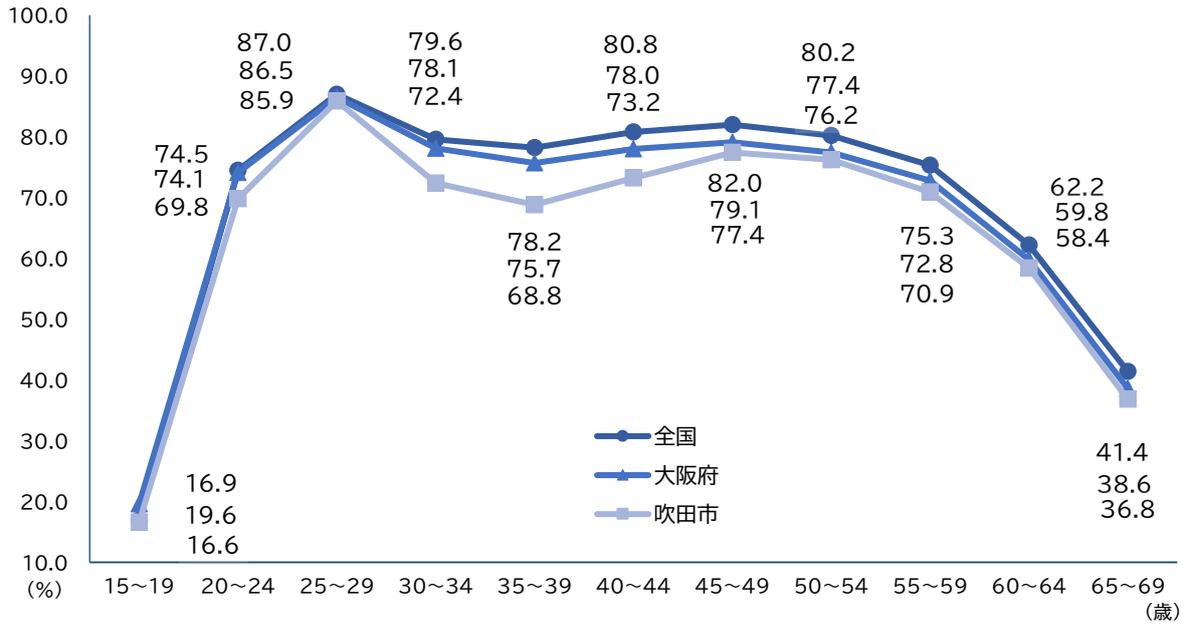
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に対する意識について、肯定的な人の割合は23.4%と、前回より8.4ポイント低下し、性別で見ると、男性・女性ともに低下しています。

(3) 女性の就労状況

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく官民の取組により、本市においても、いわゆる女性の年齢階級別労働力率のM字カーブは解消に向かってはいますが、依然として30歳から49歳までの労働力率は低い傾向にあります。

令和2年(2020年)の国勢調査では、本市の女性の30歳から34歳までの労働力率は72.4%、35歳から39歳の労働力率は68.8%で、全国や大阪府と比較してM字の谷間の落ち込みが大きくなっています(図1参照)。その原因として、家事や育児の負担が女性にかかりやすい状況が依然として続いていることが結婚や出産後の仕事の継続を困難にしていることや、本市は専業主婦世帯が比較的多いなどの特有の要因が背景にあるものと考えられます。

(図1)女性の年齢階級別労働力率(全国・大阪府・吹田市)

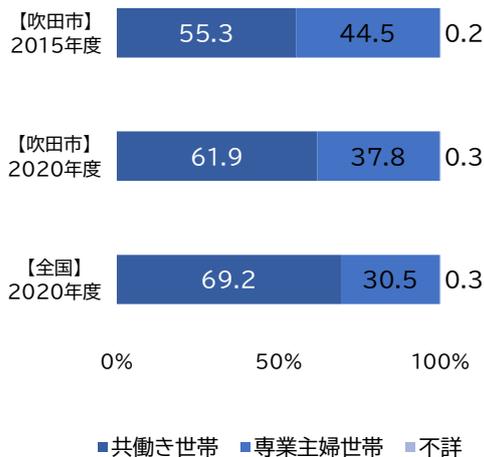


資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

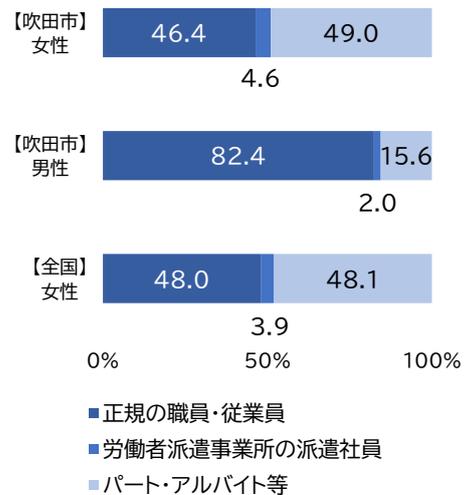
本市においても、専業主婦世帯は減少傾向、共働き世帯は増加傾向にありますが、令和2年(2020年)の専業主婦世帯の割合は37.8%で、全国平均の30.5%と比較するとやや高くなっています(図2参照)。

一方、本市の働く女性の正規雇用率は46.4%で、全国平均の48.0%に比べて1.6ポイント低くなっており、本市の男性の正規雇用率の82.4%と比較すると大きな格差があります(図3参照)。

(図2)共働き世帯と専業主婦世帯の割合



(図3)正規・非正規雇用の割合



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

4 第4次計画の達成状況

第4次計画の策定後、本市では計画に基づいた様々な施策や取組を実施し、男女共同参画の推進を図ってきましたが、他方で、必ずしも十分な成果を上げることができていない取組もあります。目標を未達成の項目については第5次計画において改善に向けて取り組みます。

第4次計画で設定した目標値の達成状況は下表のとおりです。

基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

No	指標	プラン策定時 (2015年度)	現状値 (2020年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 28.4% 男性 36.5%	女性 20.5% 男性 26.9%	女性 20%未満 男性 30%未満	女性 B 男性 A
2	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	28.1%	35.1%	50%以上	B
3	社会全体として男女の地位は、平等になっていると思う市民の割合	20.2%	15.5%	30%以上	B
4	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	30.8% (2014年度)	34.2% (2018年度)	40%以上	B

基本方向Ⅰ 主な指標の達成状況

男女共同参画に関する意識は徐々に進んでいるものの、Ⅰ-3「社会全体として男女の地位は平等になっていると思う市民の割合」はプラン策定時より低下しました。新型コロナウイルス感染症拡大が、特に女性に対して就業や生活面で様々な影響を及ぼしたことが要因と考えられます。

基本方向Ⅱ 就労場における男女共同参画の推進

No	指標	プラン策定時 (2016年度)	現状値 (2021年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	事業所を対象とする研修会等の実施	2回	0回	3回	C
2	男性市職員の育児休業取得率	1.5%	31.6%	5%	A
3	育児休業制度の利用のあった事業所の割合(※)	7.8% (2014年度)	12.6%	20%	B

(※)2021年度から調査内容を「育児休業・介護休業制度の利用有無」に変更

基本方向Ⅱ 主な指標の達成状況

職員の意識改革が進み、Ⅱ-2「男性市職員の育児休業取得率」は目標値を大きく上回りました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触が制限され、研修等の開催が困難となったため、Ⅱ-3「事業所を対象とする研修会等の実施」は目標値を達成することができませんでした。

基本方向Ⅲ ライフステージに応じた健康の保持・増進のために

No	指標	プラン策定時 (2015年度)	現状値 (2020年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 44.5% 乳がん 48.9%	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7%	子宮がん 50%以上 乳がん 50%以上	B

基本方向Ⅲ 主な指標の達成状況

Ⅲ-1「子宮がん・乳がん検診受診率」はプラン策定時より低下しました。職場等でがん検診を受診する人が増加したため市が実施する子宮がん・乳がん検診を受診する人が減少したことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えが要因と考えられます。

基本方向Ⅳ あらゆる暴力の根絶のために

No	指標	プラン策定時 (2015年度)	現状値 (2020年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	すいたストップ DV ステーション(DV相談室)の認知度	11.2%	16.3%	100%	C
2	DV防止法の認知度	82.5%	85.2%	100%	B
3	中学校におけるデートDV防止啓発実施校数	4校 (2016年度)	13校 (2021年度)	18校	B

基本方向Ⅳ 主な指標の達成状況

いずれの指標もプラン策定時より改善し、DVに関する認知は進んでいるものの、効果的な啓発が十分ではなく、目標値を達成することはできませんでした。DV防止に向けて様々な取組を行ってきましたが、Ⅳ-1「すいたストップ DV ステーション(DV相談室)の認知度」は目標値の100%を大きく下回りました。

基本方向Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

No	指標	プラン策定時 (2017年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2022年度)	目標達成度 評価
1	女性市職員の管理職登用の割合	24.6%	25.5%	30%	B
2	審議会等委員における女性の割合	35.4%	30.1%	40%~60%	B
3	女性のいない審議会等の割合	10.1%	7.9%	解消する	C

基本方向Ⅴ 主な指標の達成状況

女性委員の割合が高い審議会が複数廃止されたことにより、Ⅴ-2「審議会等委員における女性の割合」はプラン策定時より低下しました。また、Ⅴ-3「女性のいない審議会等の割合」は改善できず、達成度はC評価となりました。

- A:現状値が目標値を満たしている
- B:現状値が目標値を満たしていない(目標の50%以上である)
- C:現状値が目標値を満たしていない(目標の50%未満である)

5 第5次計画に向けて

平成27年(2015年)に国連で採択されたSDGsでは、ゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げています。そして、2030アジェンダにおいて、「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」は、すべてのゴールを達成するために必要不可欠な手段であるとされています。

本市の第5次計画においても、あらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ、更なるジェンダー平等の実現を目指します。



基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

SDGsのゴール5では、目標実現のための5つのターゲットを掲げています。そのターゲットの一つに「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」ことが掲げられています。持続可能で多様性に富んだ社会を築くため、市政等に関わる分野や、就労の場、地域活動の場など、様々な分野で女性の参画を拡大するとともに、性別による偏りを是正する必要があります。

第4次プランの計画期間においては、女性市職員の管理職登用及び女性のいない審議会等の割合は改善されていますが、目標値は達成できていません。また、審議会等委員における女性の割合は、プラン策定時より低下しています。審議会等への女性参画の意義について庁内の認識を高め、女性の参画率の向上を目指します。

性別にかかわらず誰もが社会を支える一員として活躍するためには、仕事と家庭生活の調和に関する取組が不可欠です。長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直しや多様な働き方への支援、男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備、仕事と育児の両立を可能とする保育環境の整備をさらに推進する必要があります。

本市では、「特定事業主行動計画」を定め、「ワーク・ライフ・バランスの実現」「子育て・介護等しやすい職場づくり」「女性活躍の推進」の3つを柱とした取組を行っています。令和3年度(2021年度)に育児休業を取得した男性市職員の割合は31.6%で、第4次プラン策定時の平成28年度(2016年度)の1.5%を大きく上回る取得率を達成しました。今後も本市自らがモデル職場となるよう、積極的に取り組んでいきます。

事業所に対する男女共同参画の推進に関する研修等の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、目標値を達成することができませんでした。今後はオンラインを活用するなど、女性活躍を推進するための法律や制度の周知、男女が共に安心して働くことができる職場環境の形成に向けた情報提供や啓発等に努めます。

基本方向2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

すべての人が安心して暮らしていくためには、あらゆる暴力を根絶し、暴力を許さないための意識啓発と被害に遭わないための環境を整備することが重要です。

特に配偶者や交際相手からの暴力、性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。とりわけ女性がこのような暴力の被害者になりやすい背景には、社会的・経済的な男性の優位性と固定的な性別役割分担意識などがあります。このような暴力の根絶は、誰もが個人としての尊厳を尊重され、対等な関係を築く男女共同参画社会の実現のための重要な課題です。

「すいたストップ DV ステーション(DV 相談室)の認知度」は16.3%と低い状況であるため、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害者の保護、自立支援に取り組みます。

市民の誰もが心と体の健康について正しい知識を身に付け、自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう、生涯を通じた健康支援が必要です。特に女性は心身の状態が年代に応じて大きく変化する特性があることから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取組が重要です。

貧困、高齢、障がい、ひとり親家庭などで困難を抱える人は、女性であることで複合的に更に困難な状況に置かれている場合があります。特に、母子世帯と高齢単身女性でそのリスクが高い状況にあります。このような状況を踏まえて、様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備に取り組めます。

また、一人一人の性のあり方は多様であり、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。本市では、誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、性の多様性を認め合いつつ、自分らしく生きることができる社会づくりを目指します。

基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

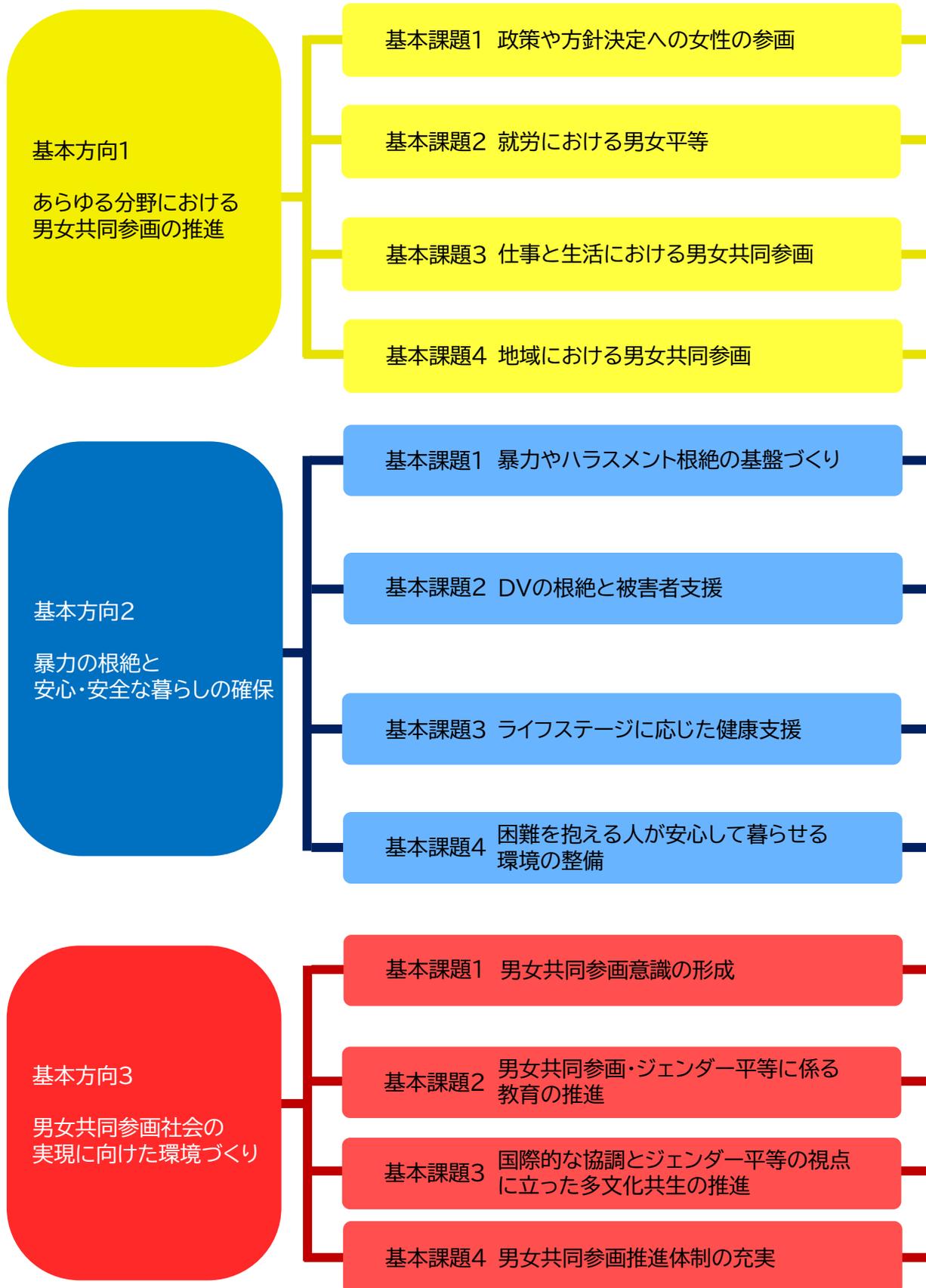
第4次プランでは、「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合や「男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合」は改善し、固定的性別役割分担意識が少しずつ変化してきていると考えられます。一方で、「社会全体として男女の地位は、平等になっていると思う市民の割合」は低下しており、未だに性別による不平等感が根強く残っています。

すべての市民が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、様々な分野における活動に対等な立場で参画できる社会を実現するためには、あらゆる世代で人々の意識を変えていくことが極めて重要です。就労の場、家庭、地域、教育の場において、固定的な性別役割分担意識の解消や、無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を植え付けていく「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」にとらわれないための意識改革と理解の促進を図ります。

本市では男女共同参画センターを拠点施設として、市民団体等との交流や連携を図りながら、協働して男女共同参画の推進に取り組んでいます。今後も男女共同参画センターの機能を更に充実させ、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりを進めていきます。

また、次世代を担う子供たちには幼少期からのジェンダー平等に関する意識の形成を支援します。子供の頃から、それぞれが持つ能力を十分に発揮できるよう、性別にとらわれず子供が持つ多様な個性を尊重した教育・保育に取り組めます。また、教職員・保育士、教育相談員等専門職を対象として、男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進のための研修の充実を図ります。

1 施策の体系図



主な取組

- 1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- 2 市審議会等委員への女性の参画拡大

- 1 事業所における女性活躍の推進 ※
- 2 女性の就労の支援と能力開発の支援 ※
- 3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援 ※
- 4 起業など女性の多様な働き方への支援 ※

- 1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し ※
- 2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備 ※
- 3 仕事と育児の両立のための保育環境の整備 ※

- 1 防災・防犯分野における女性の参画拡大
- 2 男女共同参画を推進する市民団体等への支援
- 3 地域活動におけるジェンダー平等の推進

- 1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備
- 2 性犯罪・性暴力防止対策の推進
- 3 ハラスメント防止体制の整備と啓発の推進 ※

- 1 DV防止に向けた啓発の推進
- 2 相談体制の整備充実
- 3 児童虐待防止対策との連携強化
- 4 被害者保護と自立支援の強化
- 5 DV加害者の更生支援

重点施策

DV防止
基本計画

- 1 思春期における心とからだの健康づくりの推進
- 2 妊娠・出産期における健康支援
- 3 成人、高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進
- 4 性と生殖についての理解の促進

- 1 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人への支援
- 2 ひとり親家庭に対する支援
- 3 多様な性に関する理解の促進

- 1 市職員に対する男女共同参画研修の充実
- 2 事業者、労働者への男女共同参画の啓発と情報提供
- 3 家庭における男女共同参画の効果的な啓発活動の推進
- 4 市民に対する多様な媒体・機会を通じての男女共同参画に係る広報・啓発

- 1 学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進
- 2 男女共同参画のための生涯学習の推進
- 3 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成

- 1 ジェンダー平等に関連する国際規範・基準についての情報提供
- 2 外国人家庭に対する子育てなどの支援

- 1 市民団体等との協働・連携
- 2 男女共同参画センターの機能の充実
- 3 男女共同参画センターの利用の促進

※女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」に該当する箇所

基本方向1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

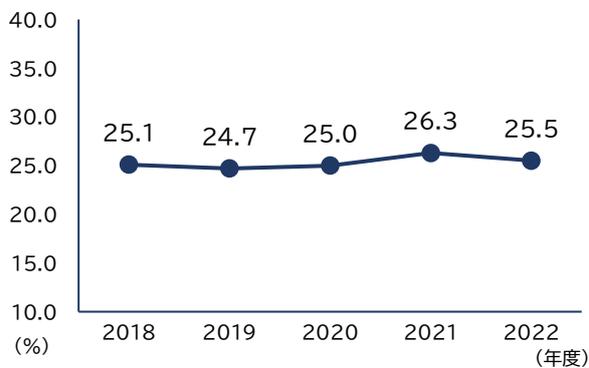
基本課題1 政策や方針決定への女性の参画

|| 現状と課題

誰もが性別にかかわらず社会の対等な構成員として、政策や方針決定過程へ参画できることが重要ですが、政策・方針決定の場においては男性が多数を占めている現状があります。本市では、市の政策や方針決定の場への女性の参画を拡大するために、女性市職員の職域の拡大や管理職への登用の促進に取り組んでいますが、令和4年(2022年)4月現在で管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合は25.5%と、令和4年度(2022年度)までに30%とする第4次プランの目標値を達成できていません(図1参照)。キャリア形成のための支援や、キャリアアップにつながる人事配置を行い、女性市職員の管理職への登用を推進する必要があります。

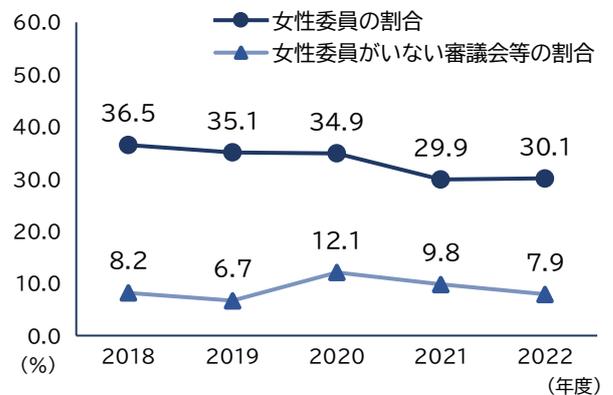
令和4年(2022年)7月現在の市審議会等における女性委員の割合は30.1%と、前年度より0.2ポイント上昇したものの、令和4年度(2022年度)までに40%~60%とする第4次プランの目標値を達成できていません。また、依然として女性委員がいない審議会等は7.9%存在しています(図2参照)。委員の選出に当たって各専門分野から推薦を受けている審議会等においては、母体となる団体の女性の割合が少ないために女性委員の推薦が得にくいという状況があることから、審議会等への女性の参画の意義について庁内の認識を高め、女性の参画率の向上を目指すことと合わせて、委員の選出母体となる事業所や団体における女性の参画拡大に取り組む必要があります。

(図1)吹田市職員における女性の登用状況
(課長代理級以上)



資料:人事室

(図2)審議会等の女性の参画状況



資料:人権政策室

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	25.5% (2022年度)	30%以上
審議会等委員における女性の割合	30.1% (2022年度)	40%~60%
女性委員がない審議会等の割合	7.9% (2022年度)	解消する

|| 主な取組

1 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダー・ギャップ指数や女性の活躍推進に関する情報を市民に発信し、政治や地方自治への関心を高めるとともに、市の政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の重要性について啓発します	人権政策室
女性職員の活躍を推進するため、働きやすい職場づくりを進めるとともに、役職者・管理職への登用を積極的に進めます	人事室
女性職員が職場で活躍できる意識向上となる研修等を開催します	人事室
女性教職員の管理職登用を促進するため、長期的な視野で計画的に候補者を育成し、取組を進めます	教職員課

2 市審議会等委員への女性の参画拡大

取組の具体的内容	主な担当室課
審議会等における女性の参画状況を調査し、女性委員が少ない審議会を所管する担当室課へ働きかけを行い、審議会等委員への女性の参画を推進します	企画財政室 人権政策室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 市には市民参画できる様々な審議会があります。吹田市ホームページに審議会等の一覧を掲載していますので、地域の課題に目を向け、積極的に参画してみませんか。

基本課題 2

就労における男女平等

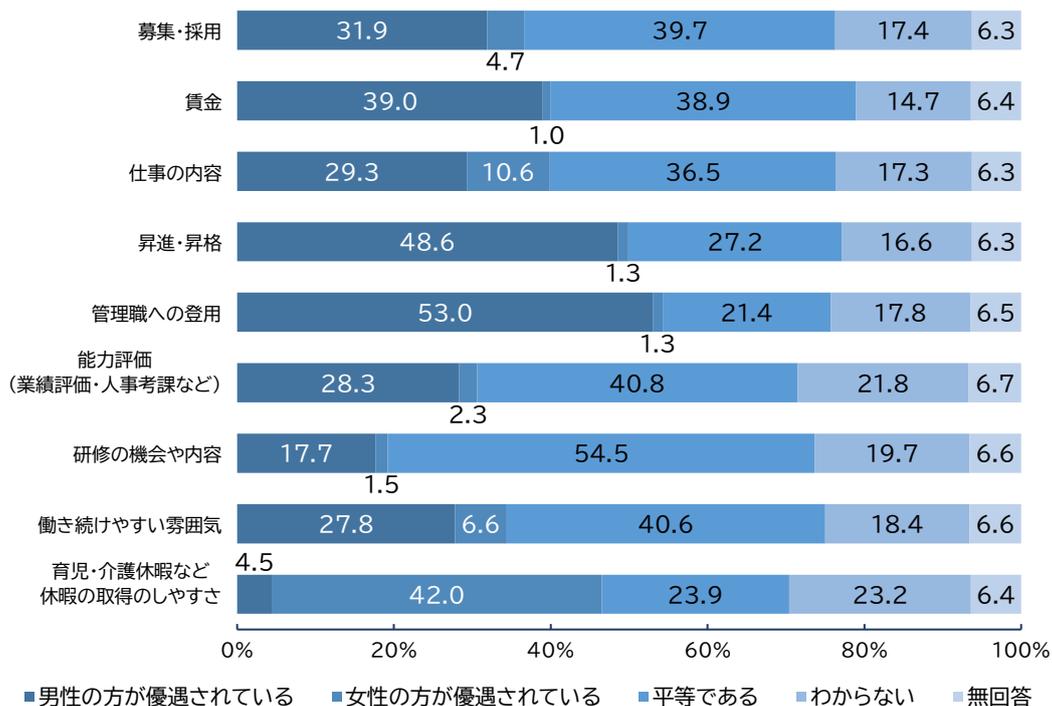
|| 現状と課題

令和 2 年度(2020 年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、職場における性別による差について、「男性の方が優遇されている」と感じる人の割合は前回調査と比較すると多くの分野で低下し、「平等である」と感じる人の割合はすべての分野で上昇しました。しかし、「管理職への登用」では 53.0%の人が「男性の方が優遇されている」と感じており、次いで「昇進・昇格」が 48.6%、「賃金」が 39.0%と、依然として職場における性別による差を感じる人は少なくありません(図 1 参照)。

令和 3 年度(2021 年度)の労働事情調査によると、市内の事業所における女性管理職の割合は 13.0%で、依然として低い状況にあります(図 2 参照)。また、実質的な男女の均等な雇用・労働機会及び女性従業員の能力を活用するための取組において「研修等による意識改革に取り組んでいる」と回答した事業所は 24.1%にとどまっています(図 3 参照)。誰もが能力を發揮できるよう、事業所に対して法律や制度の周知を図り、就労の場における女性活躍の推進を働きかけていく必要があります。

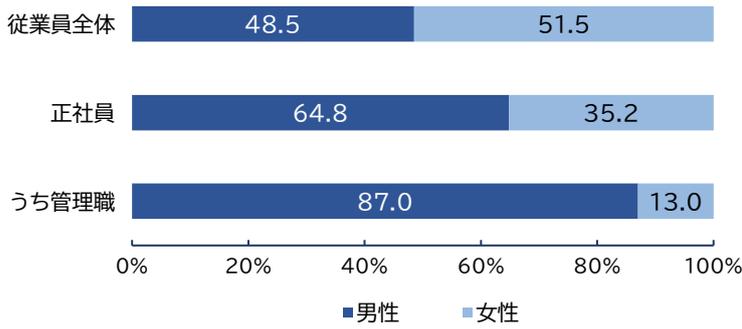
また、性別に関係なく誰もが安心して働くことができる職場環境を作るための情報提供や啓発に努めるとともに、スキルアップや多様な働き方への支援を行う必要があります。

(図 1)職場における性別による差



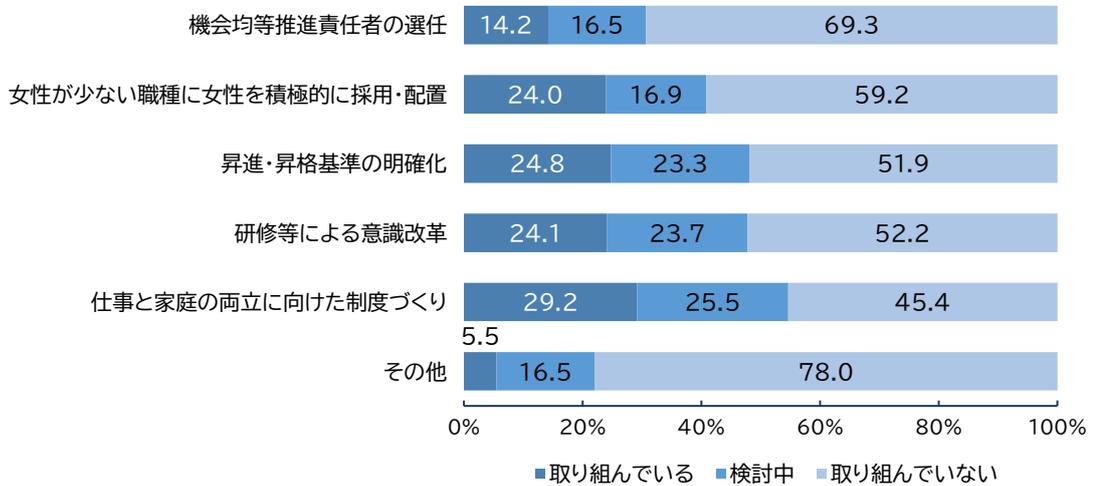
資料:令和 2 年度(2020 年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図 2)市内の事業所における従業員の男女比



資料:令和 3 年度(2021 年度)吹田市「労働事情調査」

(図 3)男女雇用の機会均等及び女性活躍推進のための取組状況



資料:令和 3 年度(2021 年度)吹田市「労働事情調査」

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025 年度)
女性を対象とした就労に関する講座数	4 講座 (2021 年度)	5 講座
管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	21.4% (2020 年度)	40%以上

|| 主な取組

1 事業所における女性活躍の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
事業所に対して、誰もが能力を発揮することができるよう女性活躍推進に関する啓発や情報提供に努めます	人権政策室 地域経済振興室

2 女性の就労の支援と能力開発の支援

取組の具体的内容	主な担当室課
JOBナビすいたにおいて、女性が求職活動を実施する際に必要な情報資料を提供します	地域経済振興室
安心して働くことができる職場環境の形成に向けた知識と理解を深めるため、事業所に対して労働問題全般にわたる情報を提供します	地域経済振興室
労働相談において、多様化、複雑化する相談事案に対応します	地域経済振興室
女性対象に再就職等、就労についての講座を開催します。また、在職者の能力向上のための講座を開催します	男女共同参画センター
若年層への職業意識、職業知識の啓発のためのキャリア教育や、様々な分野の職業への関心を高めるため、講座や企業での職業体験等の学習機会を設けます	男女共同参画センター 学校教育室

3 積極的格差是正や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
市が実施する総合評価落札方式一般競争入札において、女性の活躍推進や仕事と子育ての両立に取り組む事業所を評価します	契約検査室

4 起業など女性の多様な働き方への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
女性対象に起業をするために必要な実践的知識を学ぶ講座を開催します	男女共同参画センター
市民や事業所に対して、多様な働き方について、セミナーや情報提供などの啓発を実施します	地域経済振興室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 令和4年4月から、常時雇用する労働者が101人以上の事業者は、自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を踏まえた行動計画である「一般事業主行動計画」を策定することが義務付けられています。あなたの職場の、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できるための取組について、関心を持ってみましょう。

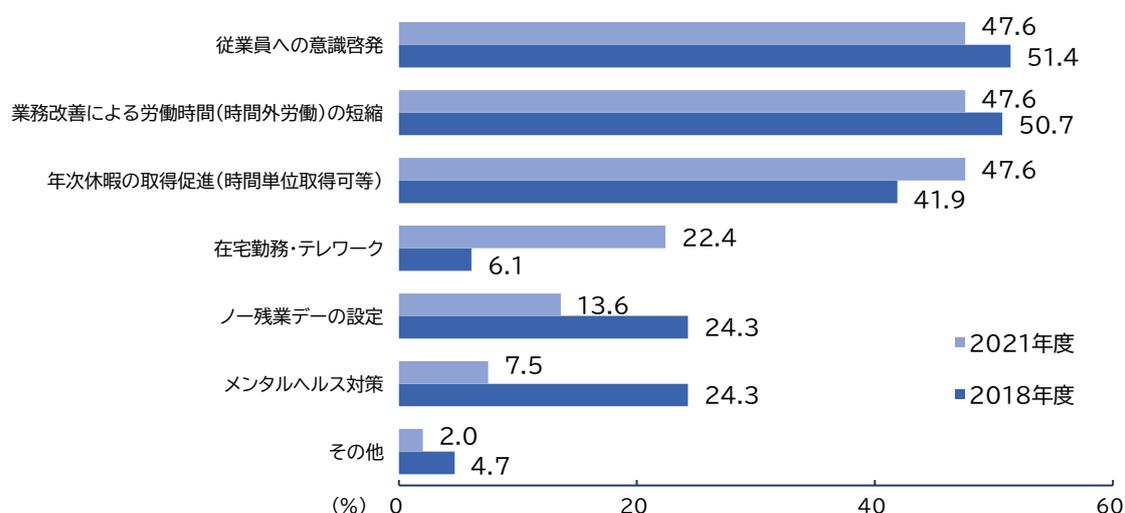
|| 現状と課題

令和3年度(2021年度)の「労働事情調査」では、ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいることについて、「特になし」と回答した市内事業所の割合は50.0%を占め、取組がある事業所では、「従業員への意識啓発」「業務改善による労働時間(時間外労働)の短縮」「年次休暇の取得促進(時間単位取得可等)」がともに47.6%となっています。平成30年度(2018年度)に実施した前回の調査と比べると、「在宅勤務・テレワーク」が16.3ポイント上昇しており、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化がみられます(図1参照)。

育児休業・介護休業制度を就業規則等に明文化している事業所の割合は、育児休業が31.8%、介護休業が25.7%で、制度の利用があった事業所の割合は、育児休業・介護休業を合わせて12.6%となっています(図2、図3参照)。令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、女性が働き続けるために必要なこととして「育児休業・介護休業制度の充実」と回答した人の割合が62.5%と最も高く、次いで「企業経営者や職場の理解」が56.1%でした(図4参照)。育児休業や介護休業の制度の充実と合わせて、制度を利用しやすい職場環境となるための啓発が必要です。

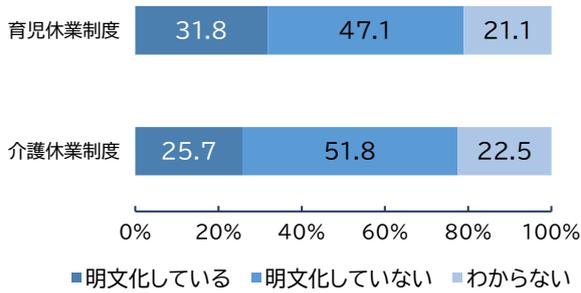
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直しや、男性の家事・育児・介護への参画を促進する啓発を行うとともに、仕事と育児の両立を可能とするための保育環境の整備を更に推進する必要があります。

(図1)ワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組んでいること

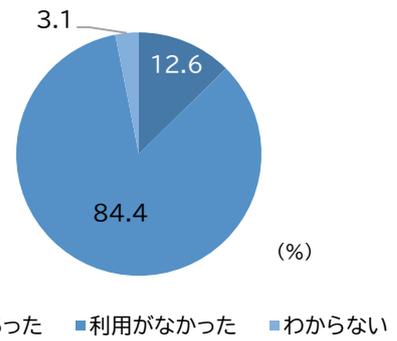


資料:令和3年度(2021年度)吹田市「労働事情調査」

(図 2) 育児休業・介護休業制度を就業規則等に
明文化している事業所の割合

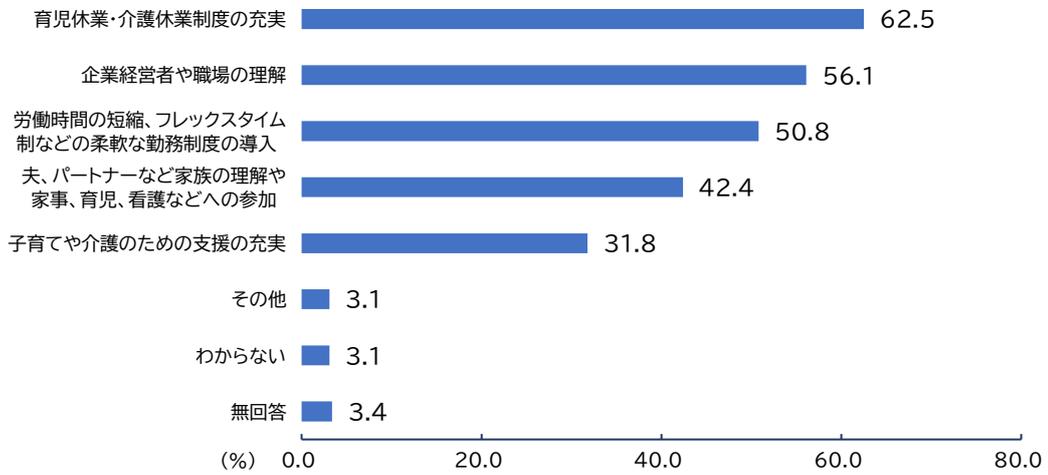


(図 3) 育児休業・介護休業制度の利用の有無



資料: 令和 3 年度(2021 年度)吹田市「労働事情調査」

(図 4) 女性が働き続けるために必要なこと



資料: 令和 2 年度(2020 年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025 年度)
男性市職員の育児休業取得率	31.6% (2021 年度)	50%以上
育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	12.6% (2021 年度)	20%以上
事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	3 回 (2021 年度)	5 回

|| 主な取組

1 長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直し

取組の具体的内容	主な担当室課
事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスについてのセミナーや情報提供などの啓発を実施します	地域経済振興室 男女共同参画センター
ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市報や啓発紙を通して事例を紹介します	男女共同参画センター
業務の見直しや職員の意識改革により市職員の長時間労働の是正を図り、仕事と家庭生活の両立を促進します	人事室

2 男性の家事・育児・介護への参画を促進する環境の整備

取組の具体的内容	主な担当室課
制度の周知により、男性市職員の育児・介護休業等の取得促進に向けた意識啓発を行います	人事室
男性料理教室や参画スタッフの活動など、男性を対象とする講座を充実します	男女共同参画センター まなびの支援課
事業所に対して、男性の育児・介護休業が取得しやすい職場づくりに向けて、セミナーや情報提供などの啓発を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室
父親の育児休業取得や家事や育児への協働について妊娠届出時や両親教室などで啓発します	母子保健課
子供や青少年を対象とした料理に関する講座を実施します	男女共同参画センター
育児施設における父親向けのプログラムを充実します	保育幼稚園室 のびのび子育てプラザ

3 仕事と育児の両立のための保育環境の整備

取組の具体的内容	主な担当室課
保育所等の整備により、保育の受け皿を確保します	保育幼稚園室
児童の放課後の家庭に代わる安心・安全な居場所と保育を提供します	放課後子ども育成室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- ワーク・ライフ・バランスを推進する法令の整備を受けて、多くの企業で就業規則や育児支援の見直しが進んでいます。ご自身の職場で活用できる制度を見直してみましよう。また、職場において、誰もが育児休業や介護休業などの制度を活用できるよう、話題を提供するなど、積極的に周りに働きかけてみましよう。

基本課題 4

地域における男女共同参画

|| 現状と課題

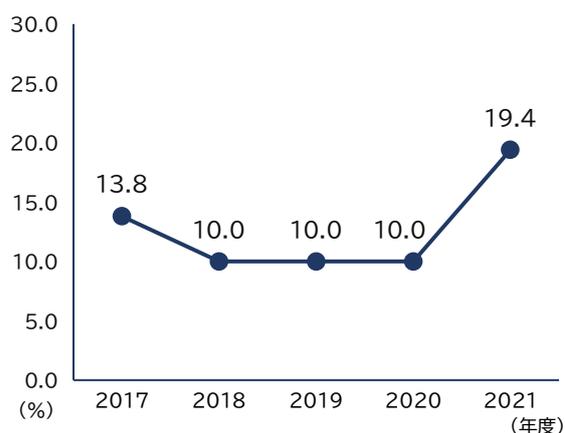
防災・防犯施策に男女双方の視点を取り入れるため、防災・防犯に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要です。令和3年度(2021年度)の吹田市防災会議における女性委員の割合は19.4%と、前年度から9.4ポイント上昇しました(図1参照)。災害時等の対応において、男女それぞれのニーズの違いに配慮できるよう、今後も継続して防災・防犯分野における女性の参画拡大のための取組が必要です。

消防職員の採用にあたっては、女性を対象とした合同就職説明会で消防の仕事の魅力をPRするなど、積極的に女性の採用に努めてきましたが、新たな採用には至っていません。

地域では様々な活動を行っていますが、自治会やPTAなどの各種団体のリーダーに占める女性の割合は低く、令和3年度(2021年度)の単一自治会長の女性の割合は23.0%、連合自治会長は17.6%、小学校PTA会長は19.4%、中学校PTA会長は29.4%となっています。一方で幼稚園PTA会長の女性の割合は93.3%と、団体によってリーダーの性別に偏りがみられます(図2参照)。

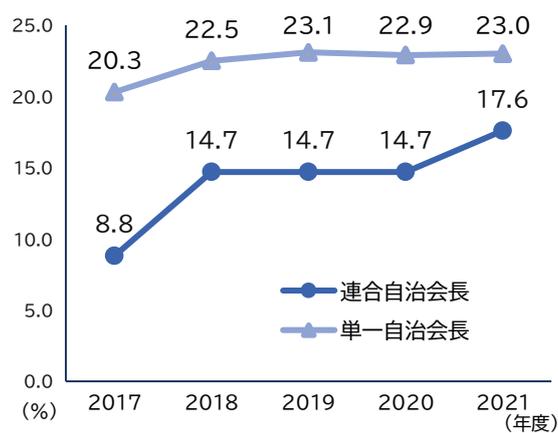
男女が共に担う地域活動を支援するとともに、性別や年齢等により役割が固定化されないよう、一人一人の意識を変えていくための取組が必要です。

(図1)吹田市防災会議における女性委員の割合



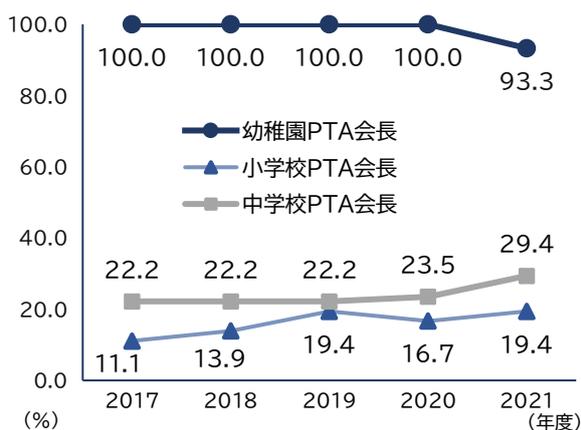
資料:危機管理室

(図2-1)自治会活動における女性会長の割合



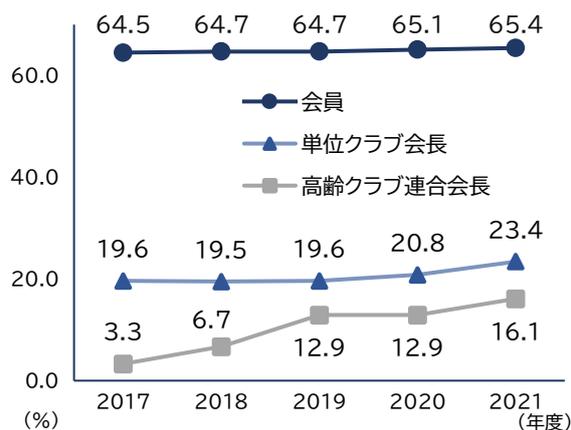
資料:市民自治推進室

(図 2-2)PTA活動における女性会長の割合



資料:まなびの支援課

(図 2-3)高齢クラブ活動に占める女性の割合



資料:高齢福祉室

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
吹田市防災会議における女性委員の割合	19.4% (2021年度)	30%以上

|| 主な取組

1 防災・防犯分野における女性の参画拡大

取組の具体的内容	主な担当室課
女性の視点を地域防災計画や防災・防犯施策に反映させるため、吹田市防災会議等の防災・防犯に関する政策・方針決定過程へ、女性の学識経験者等を積極的に登用し、女性の参画を拡大します	危機管理室
避難所運営や災害ボランティア活動などにおいてジェンダーの視点からの配慮に取り組みます	危機管理室
女性消防職員の採用・登用を促進するとともに、職業能力の向上を支援します	総務予防室
女性消防団員の入団を促進し、防災分野における女性の参画拡大に取り組みます	総務予防室

2 男女共同参画を推進する市民団体等への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画に関するリーダー養成講座の開催や、市民団体等の交流・ネットワークづくりを支援します	男女共同参画センター

3 地域活動におけるジェンダー平等の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
性別にかかわらず参加できるよう市民公益活動を支援します	市民自治推進室
ジェンダーの視点をもったボランティア人材を養成します	男女共同参画センター
地域における女性の参画状況の調査結果を公表するとともに、各種団体における女性の参画拡大に向けて意識啓発を行います	人権政策室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 暮らしやすい地域社会を実現するためには、性別や年齢に関わらず、誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。様々な地域活動に積極的に参加してみましょう。

基本方向 2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保

基本課題 1 暴力やハラスメント根絶の基盤づくり

|| 現状と課題

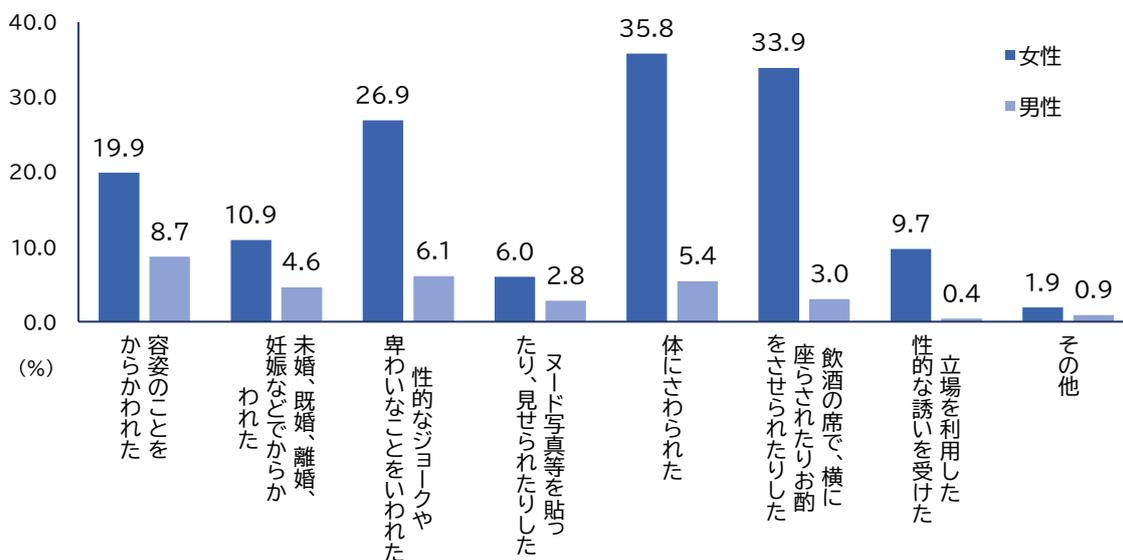
配偶者や交際相手など身近な者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメント、ストーカー行為等は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。暴力やハラスメントを許さないための意識啓発と被害に遭わないための環境を整備することが重要です。

令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験について、女性では「体にさわられた」が35.8%と最も多く、男性では「容姿のことをからかわれた」が8.7%と最も多くなっています(図1参照)。これらのセクシュアル・ハラスメントは、異性間だけでなく同性間でも成立します。

職場では、パワー・ハラスメントや、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い、性的指向・性自認に関する差別的言動や嫌がらせなどの新たなハラスメントが問題となっています。ハラスメントをしない、許さない職場づくりに向けて、意識啓発を効果的に進めると同時に、事業所における防止対策ガイドラインの策定や相談体制の整備を推進することが一層重要になっています。

インターネットの普及や SNS の広がりにより、「AV 出演強要」「JK ビジネス」などの性被害に遭うケースが増えており、若年層に対する性犯罪・性暴力被害の相談・支援の在り方が課題となっています。若年層を暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもしないため、性被害を未然に防止するための取組を推進します。

(図1)セクシュアル・ハラスメントに関する被害経験



資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	21.4% (2020年度)	40%以上
セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	56.7% (2020年度)	70%以上

主な取組

1 暴力の根絶のための意識啓発と環境整備

取組の具体的内容	主な担当室課
暴力(DV、ハラスメント等)、性の商品化等の根絶のため、パンフレットや市報その他の広報誌等を通じて広報、啓発を推進します	人権政策室 男女共同参画センター
学校、保育所・幼稚園等を通じて、保護者等へパンフレットの配布などによる情報提供を行い、暴力の根絶に向けた広報・啓発に努めます	家庭児童相談室 保育幼稚園室 学校教育室
市職員や教職員への研修を行います	人事室 教育センター
防犯カメラ、防犯灯、街路灯等の整備など危険場所のチェックと環境改善に取り組みます	危機管理室 道路室
幼児期から学校教育の各段階における暴力を許さない教育の推進に努めます	保育幼稚園室 学校教育室
家庭や学校などにおいて、ソーシャルスキルトレーニング(社会で生活するための力、コミュニケーション力)を実施するための啓発に努めます	学校教育室
保育教諭や教職員等を対象にした研修会を通じて、暴力根絶のための意識啓発を図ります	保育幼稚園室 学校教育室
保護者対象に体罰によらない育児について啓発します	男女共同参画センター 保育幼稚園室 家庭児童相談室 母子保健課

2 性犯罪・性暴力防止対策の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの被害者救済対策にかかる情報を周知します	人権政策室 男女共同参画センター

3 ハラスメント防止対策体制の整備と啓発の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
安心して働ける職場環境の実現のため、事業所に対してハラスメント防止対策ガイドラインの策定の支援や啓発を行います	地域経済振興室
市職員への周知徹底を図るとともに、研修や苦情処理制度の充実を図ります	人事室 人権政策室
教職員に対して、「吹田市立学校におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき対応し、研修を行い啓発を推進します	教職員課 教育センター
消防職員に対して、「吹田市消防職員パワーハラスメント防止に関する指針」を周知徹底するとともに、ハラスメントに関する研修を実施します	総務予防室
子供が安心して暮らせる環境の実現のため、小・中学生が相談できる窓口(学校内・学校外)を充実します	教育センター
安心して働ける職場環境の実現のため、市職員や事業所等におけるこころの健康(メンタルヘルス)のための取組を推進します	人事室 地域経済振興室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 一人一人がお互いを尊重し、DV やセクシュアル・ハラスメントの生じない対等な関係を築くために何が必要か考えてみましょう。
- どのような行為が DV やハラスメントにあたるのか、具体的に学び、理解し、若い世代に伝え、暴力やハラスメントがない社会をつくりましょう。

|| 現状と課題

令和 2 年度(2020 年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」によると、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたときの相談先として、「どこにも相談しなかった」と回答した人の割合が 48.0%と最も高く、「配偶者暴力相談支援センター」は 0.6%でした(図 1 参照)。どこにも相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が 54.5%と最も多く、「自分にも悪いところがある」が 32.3%、「相談しても無駄だと思った」が 25.7%でした。(図 2 参照)。

新型コロナウイルス感染症の影響で失業や休業、在宅勤務等が増えたことにより、家庭内での配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されているため、被害者が自身の DV 被害に気づき、一人で悩むことなく早い段階で相談できるよう、すいたストップ DV ステーションをはじめとする各種相談窓口をこれまで以上に広く周知していく必要があります。

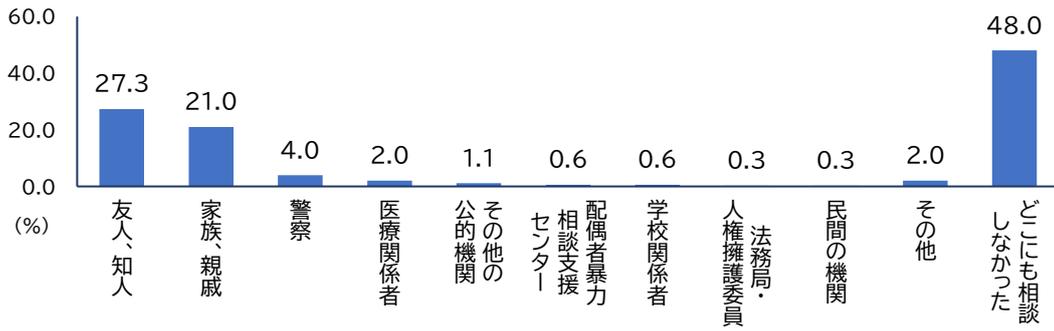
また、DV が起きている家庭では、子供への暴力も同時に起きていることが少なくありません。子供が DV 加害者から直接暴力を受ける場合のほか、子供の面前で DV が行われることは子供に対する心理的虐待にあたります。さらに、心身ともに疲弊している DV 被害者が子供の養育にまで気が回らず育児放棄になるなど、DV は様々な形で児童虐待に繋がっていきます。そのため、DV 対策と児童虐待対策は互いに連携しながら進める必要があります。本市ではこのことを重視し、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた「W(ダブル)リボンマーク」を考案し、「Wリボンプロジェクト」として、社会全体に暴力防止への理解と関心を広げる取組を行っています。DV と児童虐待の相談件数は増加傾向にあり(図 3 参照)、引き続き DV 及び児童虐待防止の啓発を進めていくとともに、関係機関等とも連携しながら、被害者の安全確保から自立支援まで切れ目のない支援を行う必要があります。

また、若年層に向けたデート DV 予防啓発も重要です。デート DV の被害者・加害者にならないよう、教育機関と連携し、交際相手との対等な関係の構築に向けた啓発、教育・学習の機会を提供します。



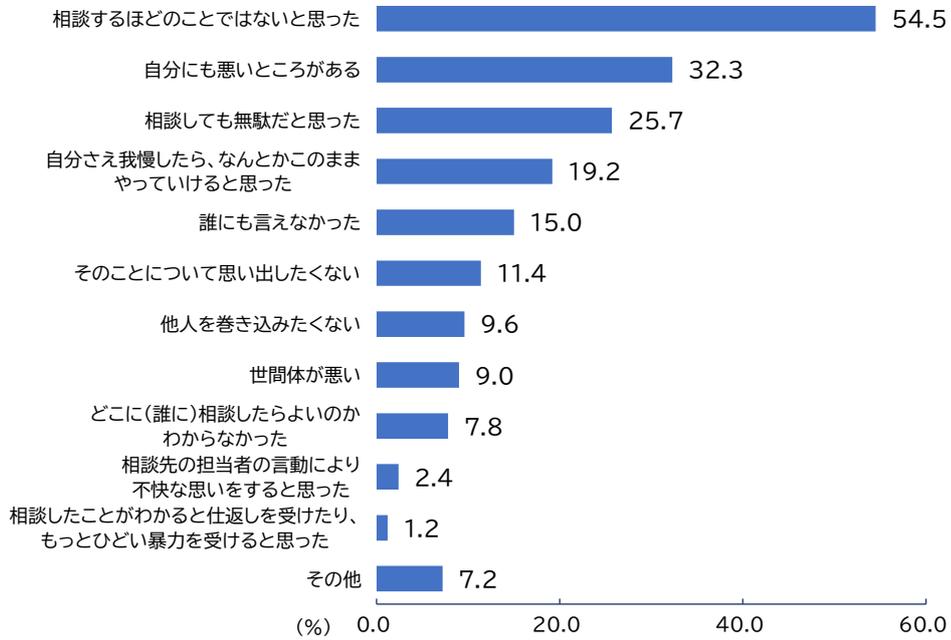
W(ダブル)リボンマーク

(図 1)DV 被害の相談先



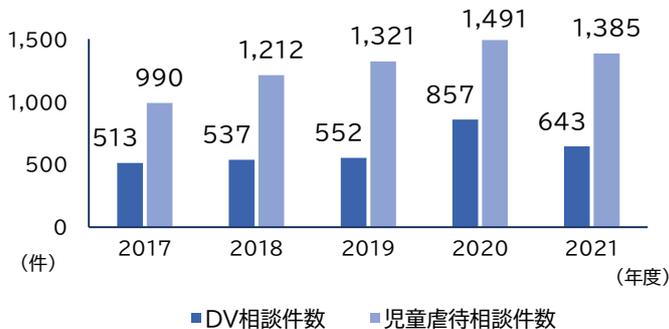
資料:令和 2 年度(2020 年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図 2)相談しなかった理由



資料:令和 2 年度(2020 年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図 3)DV・児童虐待相談件数



資料:すいたストップDVステーション、家庭児童相談室

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
すいたストップ DV ステーションの認知度	16.3% (2020年度)	30%以上
中学校におけるデート DV 予防啓発実施校数	13校 (2021年度)	18校 (すべての市立中学校)
配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	48.0% (2020年度)	30%未満

主な取組

1 DV 防止に向けた啓発の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
DV を防止するための講座などを開催します	男女共同参画センター
パンフレット、ホームページ、SNS などを活用し、すいたストップ DV ステーション(DV 相談室)等相談窓口の周知に努めます	すいたストップDVステーション 男女共同参画センター
若年層に向けたデート DV 予防啓発を推進します	男女共同参画センター
「暴力のない安心・安全のまち、すいた」の実現を目指し、Wリボンマークの普及に努めます	人権政策室 家庭児童相談室 男女共同参画センター

2 相談体制の整備充実

取組の具体的内容	主な担当室課
研修等を通じて、相談員のスキルアップの向上に努め、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップ DV ステーション」の相談体制の充実を図ります	すいたストップDVステーション
DV相談担当者や各室課の窓口対応者への研修の実施及び弁護士・警察等との連携の強化に取り組みます	人権政策室
日本語が話せない相談者のために通訳等の適切なサポートを行います	文化スポーツ推進室
相談事例から支援者のスキルアップを図り、相談者へのフィードバックにつなげます。また、被害者支援に関わる相談員等の意見交換の場を設けます	人権政策室 男女共同参画センター
相談窓口について、民生・児童委員への情報提供、周知を図ります	福祉総務室

取組の具体的内容	主な担当室課
高齢者、障がい者への虐待防止施策などと連携した相談体制の構築を図ります	人権政策室 障がい福祉室 高齢福祉室
大阪府・他市町村との連携を強化し、情報交換・事例検討会等を通じて、相談員のスキルアップを図り、相談体制の充実に努めます	人権政策室 男女共同参画センター

3 児童虐待防止対策との連携強化

取組の具体的内容	主な担当室課
DV 防止及び児童虐待防止に向けて、関係部局が連携して取組を進めます	人権政策室 男女共同参画センター 家庭児童相談室
関係機関の効果的な連携を可能にする児童虐待防止ネットワークの体制強化のため、研修などを実施します	家庭児童相談室

4 被害者保護と自立支援の強化

取組の具体的内容	主な担当室課
相談者の個人情報保護及び支援者内の情報共有を徹底し、相談機関による二次被害を防止します	すいたストップDVステーション 男女共同参画センター
緊急時における一時保護体制の充実に努めます	すいたストップDVステーション 生活福祉室 障がい福祉室 高齢福祉室
被害者保護のための住民基本台帳の閲覧制限や情報システム連携強化による関係機関との情報の共有を徹底します	すいたストップDVステーション 市民課
被害者の状況把握とニーズに沿った情報提供の充実に努め、自立に向け支援します	すいたストップDVステーション 男女共同参画センター
福祉制度の活用等、生活支援から自立へつながるような体制を強化します	生活福祉室 高齢福祉室 障がい福祉室 国民健康保険課
経済的な自立に向けた就労支援を充実に努めます	地域経済振興室
離婚前相談を実施し、ひとり親世帯等への自立支援を充実に努めます	子育て給付課
被害者の自立した生活に向け、住宅の提供に関する支援に努めます	住宅政策室
安定した生活が維持できるよう、子供のこころのケアを含めた被害者の家庭生活への継続した支援や情報提供に努めます	家庭児童相談室 のびのび子育てプラザ 教育センター

5 DV加害者の更生支援

取組の具体的内容	主な担当室課
DV 加害に対する気づきを促すための啓発や、各種相談窓口の情報提供を行います	すいたストップDVステーション

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる、身体的、精神的、経済的暴力、社会的、性的暴力などは DV にあたります。被害にあった時には、一人で悩まず市や府などの窓口にご相談しましょう。
- 本市では、皆様からの御寄附や W リボンバッジの売上の一部を積み立て、DV 及び児童虐待防止のための活動の財源として活用しています。W リボンバッジを身に着けることで、社会全体に暴力防止への理解と関心を広げて、「あなたはひとりではない STOP Violence」というメッセージを届けませんか。

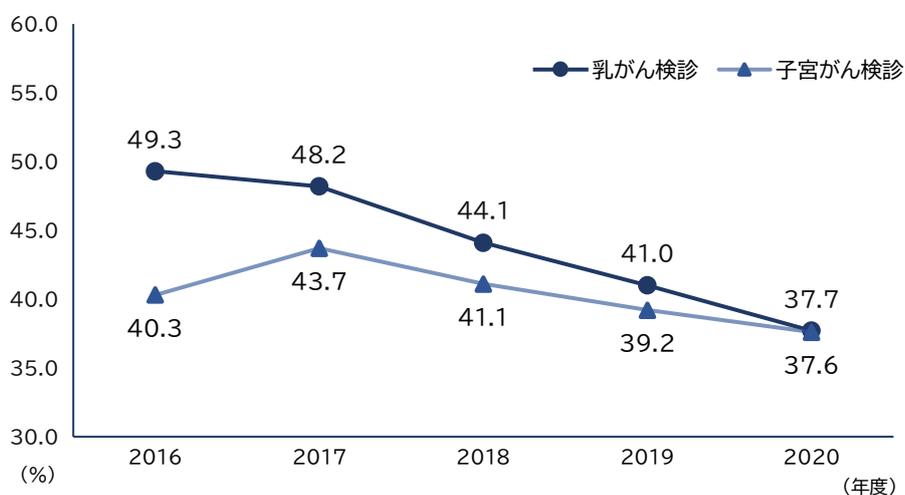
|| 現状と課題

すべての人が生涯を通じて健康で豊かな暮らしを送るためには、ライフステージに応じた健康支援が必要です。とりわけ、女性は思春期、妊娠・出産期、成人・高齢期といったライフステージごとに心身の状況が大きく変化するため、こうした女性特有の特徴を踏まえたうえで、女性自身の主体的生き方を尊重する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った健康支援を行っていきます。

令和2年度(2020年度)の市のがん検診受診率は、乳がん検診が37.7%、子宮がん検診が37.6%と、いずれも前年度から低下しました(図1参照)。市のがん検診受診率が低下した要因としては、職場等ではがん検診を受診する人が増加したことや、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えが考えられます。今後も市のがん検診の受診勧奨や健康情報の発信のあり方を検討し、受診率の向上に取り組む必要があります。

性と生殖についての正しい知識の普及や相談体制の充実に取り組み、誰もが心身の健康を享受できるよう、生涯にわたる健康支援を進めます。

(図1)乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移(市の検診受診率)



資料:成人保健課

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	14.5% (2020年度)	25%以上

指標	現状値	目標値 (2025年度)
子宮がん・乳がん検診受診率 (第5次プランから、出典を「市の検診受診率」から「市民意識調査において検診を受けたと回答した人の割合」へ変更)	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7% (2020年度) 【市の検診受診率】	子宮がん 50% 乳がん 増加 【市民意識調査】
	子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% (2018年度) 【市民意識調査】	

|| 主な取組

1 思春期における心とからだの健康づくりの推進

取組の具体的内容	主な担当室課
性感染症、避妊やエイズ予防等のための啓発活動を行います	保健給食室 青少年室

2 妊娠・出産期における健康支援

取組の具体的内容	主な担当室課
産前・産後の切れ目ない支援を実施するため、助産師等による面接や継続的なフォローの実施に努めます	母子保健課
妊娠・出産に関わる機能の保護や、喫煙や飲酒が胎児や乳児に及ぼす影響について周知・啓発を行います	母子保健課

3 成人、高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
女性を中心に広く健康づくりを支援するため、情報提供の充実を図り、疾病の予防啓発に努めます	健康まちづくり室 成人保健課
喫煙、飲酒等が健康に及ぼす影響についての認識の普及に努めます	成人保健課 地域保健課 健康まちづくり室
認知症サポーター養成講座など、性別を問わず介護への理解を深める講座を開催します	高齢福祉室
フレイル予防や介護予防の普及啓発のための、講演会や相談会等を実施します	高齢福祉室
ひろば de 体操やいきいき百歳体操の活動支援を通して、フレイル予防、介護予防に取り組む地域づくりを促します	高齢福祉室

4 性と生殖についての理解の促進

取組の具体的内容	主な担当室課
からだと健康についての理解を深めるための講座を実施します	男女共同参画センター
性に関する正しい情報を提供することで、学校、保育所・幼稚園等における性に関する教育の充実を図ります	学校教育室 保育幼稚園室
大阪府が行っている「にんしんSOS」の普及・啓発を行うとともに様々な悩み相談に対応します	青少年室
妊娠についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、様々な悩み相談に対応します	母子保健課
性感染症についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期診断のための検査を実施します	地域保健課

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 性と生殖について正しく理解し、日ごろから自分の健康状態に関心を持ち、健康診査などを定期的に受診しましょう。
- リプロダクティブ・ヘルス・ライツの認識を大切にして、互いを尊重する関係を築きましょう。

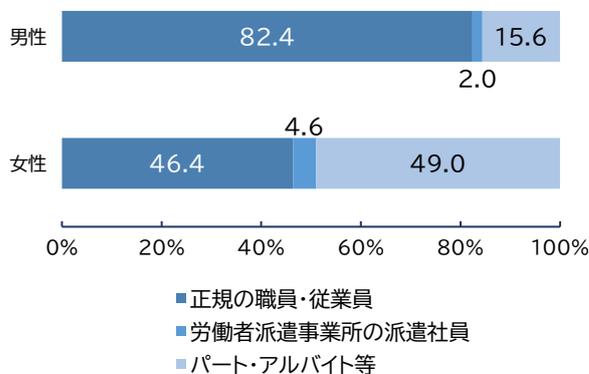
|| 現状と課題

本市の雇用者の従業上の地位における「正規の職員・従業員」の割合は、男性が82.4%、女性が46.4%と、女性の半数以上が派遣社員やパート・アルバイト等に従事しており、女性の正規雇用労働者の割合は男性を大きく下回っています(図1参照)。このような状況の中、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、健康や経済的な面で困難を抱えている人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。とりわけ、母子世帯と高齢単身女性でそのリスクが高くなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用情勢の悪化が、より深刻な影響を及ぼしています。高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族形態の影響が大きく、高齢期の支援と合わせて、高齢期に達する以前からの取組が必要です。

困難を抱える人が適切な支援を受け、慣れ親しんだ地域で安心して暮らせるよう、地域福祉のネットワークづくりの推進や、生活困窮者に対する就労支援、ひとり親家庭に対する就労・子育て等の支援を行うとともに、それぞれが抱える課題に応える相談体制の充実が必要です。令和4年(2022年)に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」は、地方自治体に対して困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を規定しています。今後は、国が定める基本方針に即し、府が策定する基本計画を勘案し、本市での具体的な取組を検討していきます。

また、一人一人の性のあり方は多様であり、個人の尊厳にかかわる大切な問題ですが、性的指向・性自認などを理由として、暮らしの中で様々な生きづらさを抱えている実態があります。性の多様性を尊重するとともに、差別・偏見の解消への取組強化が必要です。

(図1)従業上の地位別就業者の割合



資料:令和2年(2020年)総務省「国勢調査」

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった割合	41.3% (2021年度)	50%
ひとり親家庭への就業支援により就職につながった人の割合	87.5% (2021年度)	100%
「LGBT」の認知度	73.2% (2020年度)	90%以上

主な取組

1 貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人への支援

取組の具体的内容	主な担当室課
困難を抱える人が適切な支援を受けることができるよう、ジェンダーの視点も持ちながら包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉のネットワークづくりを推進します	福祉総務室 高齢福祉室 障がい福祉室 生活福祉室
介護保険制度や障害者総合支援制度の活用の啓発を行います	高齢福祉室 障がい福祉室
養護者による高齢者虐待防止啓発のため、地域での出前講座や民生・児童委員等を対象に研修を実施します	高齢福祉室
障がい者虐待防止法における制度改正等により事業所に対して虐待防止が義務化されたことを受け、広く啓発を実施するため、事業所への研修を行います	障がい福祉室

2 ひとり親家庭に対する支援

取組の具体的内容	主な担当室課
ひとり親家庭が抱える課題に応える相談・支援の充実と当事者間の交流機会の形成を促進します	男女共同参画センター
ひとり親世帯等の相談体制を強化するとともに、日常生活の支援や養育費確保に向けた取組を推進します	子育て給付課
医療費の助成・児童扶養手当の支給・福祉資金の貸付け制度による経済的自立に向けた支援をします	子育て給付課
ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就労に必要な技能や知識を身につけるための講座を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室 子育て給付課

3 多様な性に関する理解の促進

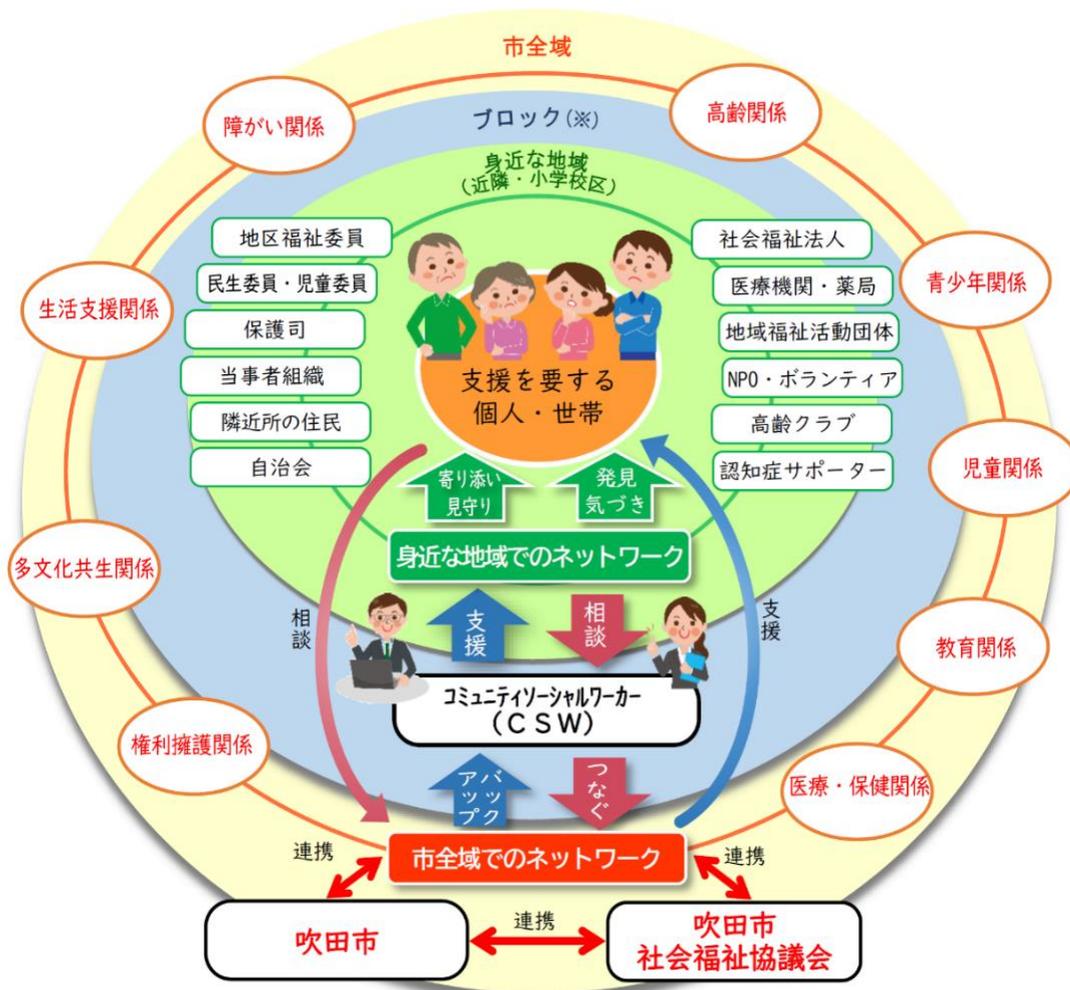
取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダーの視点を取り入れた学校運営を行うとともに、多様な性に関する理解の促進を図るため、人権担当者会、初任者研修を通じて啓発を行います	学校教育室
教職員に対し、セクシュアリティやジェンダーについての研修を充実させます	教育センター
ジェンダーに関する DVD などの貸出し、図書・資料の収集・提供に努めます	人権政策室
多様な性に関する啓発を進めるとともに、性に関する悩み(LGBTQ を含む)などの相談に対応します	人権政策室
性的マイノリティの方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を実施します	人権政策室

市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 貧困、高齢、障がい、ひとり親等の事情にある人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。こうした困難への理解・関心を深めましょう。また、ご自身が困難を抱えた際は、利用可能な支援制度について積極的にご相談ください。

総合的支援のネットワーク イメージ図

(吹田市第4次地域福祉計画より)



※ブロック:一定の生活圏域などを考慮して、市域を6つに分けた区域

基本方向3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

基本課題1 男女共同参画意識の形成

|| 現状と課題

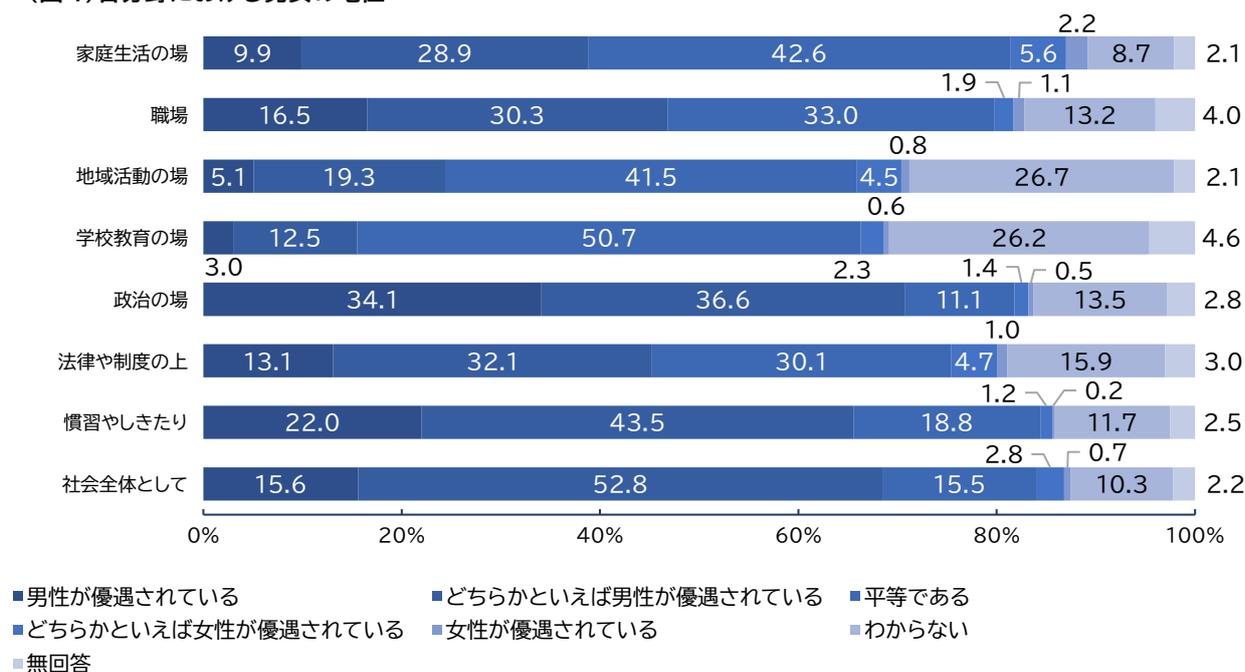
令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「社会全体として男女の地位は平等になっている」と思う人の割合は15.5%と、前回の調査から4.7ポイント低下し、第4次プランの目標値の30%以上を達成できていません(図1参照)。

「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を含むと感じる場面は「政治の場」が70.7%と最も多く、次いで「社会全体として」が68.4%、「慣習やしきたり」が65.5%、「職場」が46.8%となっています。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」「どちらかといえば同感する」を含む人の割合は23.4%と、前回の調査から8.4ポイント低下し、「同感しない」「どちらかといえば同感しない」を含む人の割合は67.8%と、前回の調査から9.2ポイント上昇しました。「同感する」人の割合は男性・女性ともに低下しましたが、第4次プランの女性の目標値である20%未満は達成できていません(図2参照)。

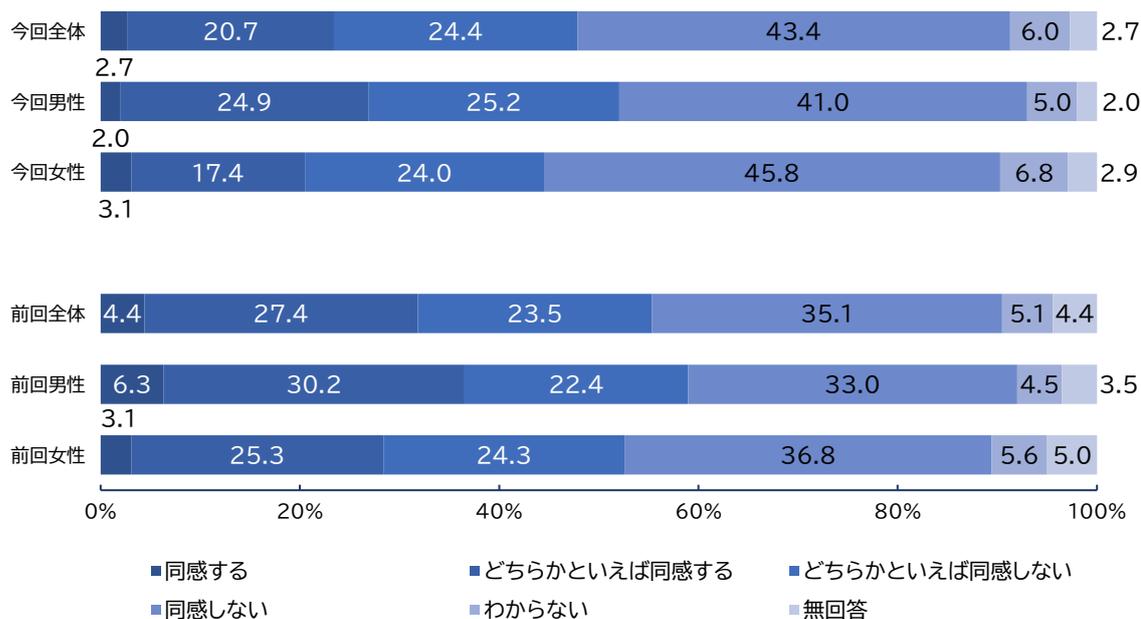
すべての人が性別にかかわらず、あらゆる分野における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、様々な場面で一人一人の意識を変えていくための啓発が必要です。

(図1)各分野における男女の地位



資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

(図2)「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」
(前回:平成27年度(2015年度))

計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 20.5% 男性 26.9% (2020年度)	男女とも 15%未満
社会全体として男女の地位は平等になっていると思う市民の割合	15.5% (2020年度)	30%以上
男女が共に個性や能力を發揮できる社会になってきていると思う市民の割合	34.2% (2018年度)	40%以上
吹田市男女共同参画推進条例の認知度	35.1% (2020年度)	50%以上

主な取組

1 市職員に対する男女共同参画研修の充実

取組の具体的内容	主な担当室課
市職員の男女共同参画に関する意識形成のため、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止等の研修を実施します	人事室
公文書における男女共同参画の視点に立った文書表現について周知します	人権政策室

2 事業者、労働者への男女共同参画の啓発と情報提供

取組の具体的内容	主な担当室課
JOBナビすいたにおいて、子育て両立支援求人を含む求人を開拓し、子育てをしながら就職を希望する方が就職に結びつくようマッチングを図ります	地域経済振興室
事業者、労働者への男女共同参画の啓発のため、事業所向けに出前講座を実施します	人権政策室 男女共同参画センター
性別にかかわらず誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、労働問題全般に関する啓発冊子の配布による情報提供や講座を実施します	男女共同参画センター 地域経済振興室

3 家庭における男女共同参画の効果的な啓発活動の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
男女が共に協力して育児ができるよう、育児に関する技術指導及び知識や情報の提供に努めます	母子保健課
男性の家事・育児・介護への参画を促進するための学習の機会を提供します	まなびの支援課 男女共同参画センター

4 市民に対する多様な媒体・機会を通じての男女共同参画に係る広報・啓発

取組の具体的内容	主な担当室課
市報・広報誌・SNS など多様な媒体を通じて男女共同参画に関する情報を発信します	人権政策室 男女共同参画センター
市報などで情報発信を行う際に、男女共同参画の視点を持って情報発信を行うよう努めます	広報課
市民意識調査や調査研究を行い、その結果を事業に反映します	人権政策室 男女共同参画センター
男女共同参画意識の形成に資する図書・資料等を収集し、市民に貸し出します	男女共同参画センター 学校教育室 各図書館

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 暮らしの中で、固定的な性別役割分担や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)がないか、見直してみましよう。
- 吹田市ホームページで「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果を公表しています。市民意識の現状と自身の考えを比べてみませんか。

基本課題 2 男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進

|| 現状と課題

人権尊重やジェンダー平等に関する意識の形成において、教育が果たす役割は極めて大きいと言えます。子供たちに固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組が重要です。本市では、保育や教育の場で教職員へ男女共同参画やジェンダー平等に関する研修を行うとともに、あらゆる活動においてジェンダーの視点に立ち、男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進に取り組んでいます。

男女共同参画センターや公民館等では、男女共同参画に関する講座の開催や学習の機会を提供し、市民の男女共同参画意識の形成を図っています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応したオンラインの活用等、効果的な取組を進める必要があります。

性別による固定的な役割分担意識の解消やジェンダー平等に関する意識の形成には、子供をはじめとする様々な世代で意識を変えていくことが重要です。性別にとらわれず、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画やジェンダー平等など、学習機会の充実を図る必要があります。

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	97.5% (2021年度)	100%

|| 主な取組

1 学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
学校等における男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進を年間計画の中で位置づけ、全学校・全教職員に対して周知を図ります	保育幼稚園室 学校教育室
性別にとらわれず、子供が持つ個性を尊重した教育・保育に取り組めます	保育幼稚園室 学校教育室
男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の推進のため、教職員・保育士、教育相談員等専門職への研修の充実を図ります	保育幼稚園室 学校教育室 教育センター
ジェンダーの視点から保育士等向け手引書を作成します	保育幼稚園室

取組の具体的内容	主な担当室課
図書・教材等をジェンダーの視点で見直します	保育幼稚園室 学校教育室
スクール・セクシュアルハラスメント防止に向けた子供に対する教育・相談体制の充実を図ります	学校教育室 教育センター
各校の実践交流を深め、小中一貫した男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育に取り組めます	学校教育室

2 男女共同参画のための生涯学習の推進

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画のための生涯学習を推進するため、講座、情報提供、学習機会の充実を図るとともに、新しい生活様式に対応したオンライン講座を実施します	まなびの支援課 男女共同参画センター
夢つながり未来館等における調理イベントや野外活動、親子で参加する交流活動等を通じて、子供たちの男女共同参画意識の形成を図ります	青少年室 青少年クリエイティブセンター

3 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー(メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力)を高める学習機会を提供します	男女共同参画センター 各図書館
学校などにおいて、インターネットをはじめ様々なメディアにおける固定的性別役割分担意識に基づく表現や、性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報に対して、主体的に対応できるメディア・リテラシーを育むためのデジタル・シティズンシップ教育を推進します	教育センター

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 男女共同参画センターや公民館で実施する講座に参加し、男女共同参画について学んでみませんか。

|| 現状と課題

ジェンダー平等の推進は、広く国際社会の取組と連動して進められています。平成 27 年(2015 年)に国連サミットで採択された SDGs は、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。この中のゴール 5 として「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」を掲げ、すべてのゴールを達成するために不可欠な手段であるとして国際的な取組が進められています。

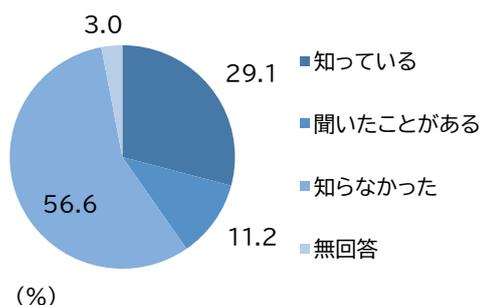
一方で、世界経済フォーラムが令和 4 年(2022 年)に発表したジェンダー・ギャップ指数によると、日本の順位は 146 か国中 116 位となっており、ジェンダー平等の取組において国際的に大きく遅れをとっている状況が明らかになっています。

ジェンダー・ギャップ指数は経済・教育・健康・政治の各分野でのジェンダー格差を数値化したものですが、政治・経済分野での日本の遅れが目立っています。なお、経済分野では、平成 23 年(2011 年)に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」を受けて、令和 2 年(2020 年)に日本でも「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定されました。

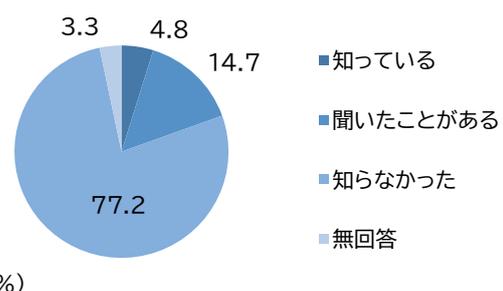
令和 2 年度(2020 年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「SDGs」を「知っている」市民の割合は 29.1%、「聞いたことがある」は 11.2%でした。また、「ジェンダー・ギャップ指数」を「知っている」市民の割合は 4.8%、「聞いたことがある」は 14.7%で、ジェンダー平等に関わる国際的な動向について認知度が低いことがわかりました。ジェンダー平等に向けた取組を推進するためには、国際的な動向を含めた様々な情報を提供し、一人一人の関心を高める必要があります。

また、国籍、宗教、文化などが異なる人々が互いにその違いを認め合い、対等な関係を築きながらともに仲間として生きていく社会を目指し、異文化理解の促進や外国籍市民への支援の取組が必要です。

(図 1)「SDGs」の認知度



(図 2)「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度



資料：令和 2 年度(2020 年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
「SDGs」の認知度	40.3% (2020年度)	80%以上
「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	19.5% (2020年度)	30%以上
児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数	428回 (2020年度)	450回以上

|| 主な取組

1 ジェンダー平等に関連する国際規範・基準についての情報提供

取組の具体的内容	主な担当室課
ジェンダー・ギャップ指数などの国際比較データや SDGs に関する情報提供、講座を実施します	人権政策室 男女共同参画センター

2 外国人家庭に対する子育てなどの支援

取組の具体的内容	主な担当室課
子育て中の外国人を支援するため、交流や情報交換の場を提供します	文化スポーツ推進室
日本語指導が必要な児童生徒の学習を支援するため、通訳者を派遣します	学校教育室

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- SDGs の目標には 17 のゴールがあります。自分なりの持続可能なアクションを見つけてみませんか。
- 日本のジェンダー・ギャップ指数は、教育・健康の分野では高く、政治・経済の分野では低くなっています。政治・経済の分野での女性参画にもっと関心を持ってみませんか。

基本課題 4

男女共同参画推進体制の充実

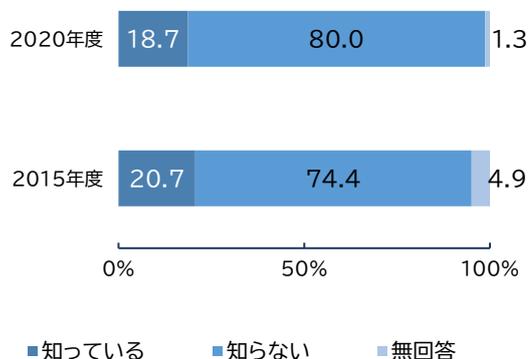
|| 現状と課題

男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設として、市民団体等との交流や連携を図りながら、協働して取組を行っています。

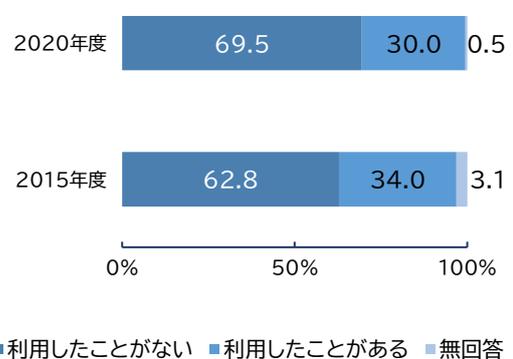
男女共同参画センターでは、男女共同参画の推進に関する様々な講座や相談事業等を行っていますが、令和2年度(2020年度)の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、男女共同参画センターを知っている人の割合は18.7%で、前回の調査から2.0ポイント低下しました(図1参照)。また、「知っている」と回答した人のうち、「利用したことがある」人の割合は30.0%でした(図2参照)。

本市において男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画センターの取組を一人でも多くの市民に知ってもらい、利用につなげていくとともに、情報発信、調査研究、主催講座、相談事業等の更なる充実を図る必要があります。

(図1)男女共同参画センター「デュオ」の認知度



(図2)男女共同参画センターの利用経験



資料:令和2年度(2020年度)吹田市「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」

|| 計画推進の指標

指標	現状値	目標値 (2025年度)
吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.7% (2020年度)	30%以上

|| 主な取組

1 市民団体等との協働・連携

取組の具体的内容	主な担当室課
市民団体などの活動や交流を支援し、連携して男女共同参画社会の実現を目指します	男女共同参画センター

2 男女共同参画センターの機能の充実

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、調査研究、主催講座、相談事業の充実を図ります	男女共同参画センター

3 男女共同参画センターの利用の促進

取組の具体的内容	主な担当室課
男女共同参画センターに関する情報(主催講座、相談事業、情報ライブラリーなど)について、市報、啓発誌ソフィア、SNS などを通じた発信を強化し、市民による認知および利用の一層の促進を図ります	男女共同参画センター

|| 市民のみなさんも取り組んでみませんか

- 男女共同参画センターでは保育付き講座や、啓発紙「ソフィア」の発行、図書の貸し出し、相談事業などを行っています。男女共同参画センターで実施している講座に参加するなど、積極的に利用してみませんか。

第4章 計画の推進

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野及び市民生活の様々な分野に及ぶことから、市民及び事業者の協力のもとに、次の体制により総合的・効果的に進めていきます。

1 庁内における推進体制

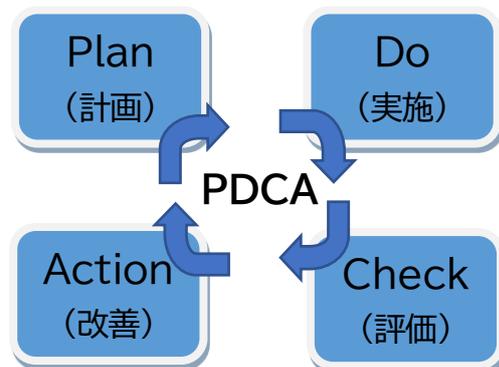
吹田市男女共同参画推進本部(市長・副市長・部長等で構成)による計画の総合調整と同幹事会(関係室課長等で構成)における横断的な連携機能の拡充による推進を図ります。

2 市民・事業者との連携

- (1)吹田市男女共同参画審議会に公募による市民委員や事業者からの推薦による委員を含み、広く意見を求め、実効ある施策の推進を図ります。
- (2)男女共同参画を推進する団体・グループ等と連携し、情報・意見交換し、施策の推進を図ります。
- (3)男女共同参画推進員とともに、地域に根ざした活動を進めます。
- (4)様々な機会をとらえて計画について市民や事業者へ周知を行い、男女共同参画の施策に対する関心を高めます。
- (5)事業者と連携し、協働して男女共同参画施策の推進を図ります。

3 計画の進行管理及び検証

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。また、吹田市男女共同参画推進条例第19条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について具体的な数値や成果を示した年次報告書を作成・公表し、吹田市男女共同参画審議会へ報告します。



4 計画推進のため目標値(一覧)

基本方向	番号	指標	現状値	目標値 2025年度	指標の進展	参照頁
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	1	市職員の管理職(課長代理級以上)に占める女性の割合	25.5% (2022年度)	30%以上	本市実績	16
	2	審議会等委員における女性の割合	30.1% (2022年度)	40%~60%	本市実績	16
	3	女性委員がいない審議会等の割合	7.9% (2022年度)	解消する	本市実績	16
	4	女性を対象とした就労に関する講座数	4講座 (2021年度)	5講座	本市実績	18
	5	管理職への登用において「平等である」と思う人の割合	21.4% (2020年度)	40%以上	本市実績	18
	6	男性市職員の育児休業取得率	31.6% (2021年度)	50%以上	本市実績	21
	7	育児休業・介護休業制度の利用があった事業所の割合	12.6% (2021年度)	20%以上	吹田市労働事情調査	21
	8	事業所を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する啓発の実施回数	3回 (2021年度)	5回	本市実績	21
	9	吹田市防災会議における女性委員の割合	19.4% (2021年度)	30%以上	本市実績	24
2 暴力の根絶と安心・安全な暮らしの確保	10	ハラスメントの相談窓口もしくは制度を定めている事業者の割合	21.4% (2020年度)	40%以上	吹田市労働事情調査	27
	11	セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することを知っている人の割合	56.7% (2020年度)	70%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	27
	12	すいたストップDVステーションの認知度	16.3% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	31
	13	中学校におけるデートDV予防啓発実施校数	13校 (2021年度)	18校 (すべての市立中学校)	本市実績	31
	14	配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けたがどこにも相談しなかった人の割合	48.0% (2020年度)	30%未満	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	31
	15	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	14.5% (2020年度)	25%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	34
	16	子宮がん・乳がん検診受診率(※)	子宮がん 37.6% 乳がん 37.7% (2020年度) 【市の検診受診率】 子宮がん 49.8% 乳がん 51.4% (2018年度) 【市民意識調査】	子宮がん 50% 乳がん 増加 【市民意識調査】	本市実績 吹田市市民意識調査	35
	17	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった割合	41.3% (2021年度)	50%	本市実績	38
	18	ひとり親家庭への就業支援により就業につながった人の割合	87.5% (2021年度)	100%	本市実績	38
19	「LGBT」の認知度	73.2% (2020年度)	90%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	38	

基本方向	番号	指標	現状値	目標値 2025年度	指標の進展	参照 頁
3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	20	「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合	女性 20.5% 男性 26.9% (2020年度)	男女とも 15% 未満	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	42
	21	社会全体として男女の地位は平等になっていると思う市民の割合	15.5% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	42
	22	男女が共に個性や能力を発揮できる社会になってきていると思う市民の割合	34.2% (2018年度)	40%以上	吹田市市民意識調査	42
	23	吹田市男女共同参画推進条例の認知度	35.1% (2020年度)	50%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	42
	24	男女共同参画・ジェンダー平等に係る教育の際の指導方法に関する教職員への研修・講座内容に対する肯定的評価率	97.5% (2021年度)	100%	本市実績	44
	25	「SDGs」の認知度	40.3% (2020年度)	80%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	47
	26	「ジェンダー・ギャップ指数」の認知度	19.5% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	47
	27	児童・生徒の学校教育等の支援のための通訳者派遣回数	428回 (2020年度)	450回以上	本市実績	47
	28	吹田市立男女共同参画センター「デュオ」の認知度	18.7% (2020年度)	30%以上	男女共同参画に関する 市民意識・実態調査	48

※第5次プランから、進展を本市実績から吹田市市民意識調査に変更